

平成29年度 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会
及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会
合同部会

次 第

日 時 平成30年1月12日（金）午前10時から12時まで

会 場 関内中央ビル 5階特別会議室

次 第

1 開 会

2 各部会委員紹介

3 議 事

- (1) 座長の決定について
- (2) 第9回横浜・人・まち・デザイン賞について
- (3) その他

4 閉 会

資 料

- ・名簿
- ・座席表
- ・資料1：横浜・人・まち・デザイン賞の概要
- ・資料2：横浜まちづくり顕彰事業の推移
- ・資料3－1：スケジュールについて
- ・資料3－2：地域まちづくり部門選考実施概要（案）
- ・資料3－3：選考方法等について
- ・資料4：各部会で出された主な意見とその対応について
- ・資料5：募集リーフレット案
- ・資料6：募集ポスター案
- ・資料7：広報について
- ・資料8：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱
- ・資料9：横浜まちづくり顕彰事業実施細目
- ・資料10：第13回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会議事録
- ・資料11：第15回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録

平成29年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会及び
横浜市都市美対策審議会表彰広報部会合同部会委員名簿

開催日時：平成30年1月12日（金） 10:00～12:00

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員

	氏名（敬称略）	現職等
部会長	奥村 玄	株式会社GENプランニング代表取締役
委員	植松 満美子	市民委員（公募）
//	齋藤 保	株式会社イータウン代表取締役
//	田邊 寛子	まちひとつこと総合計画室代表
//	室田 昌子	東京都市大学環境学部教授

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会委員

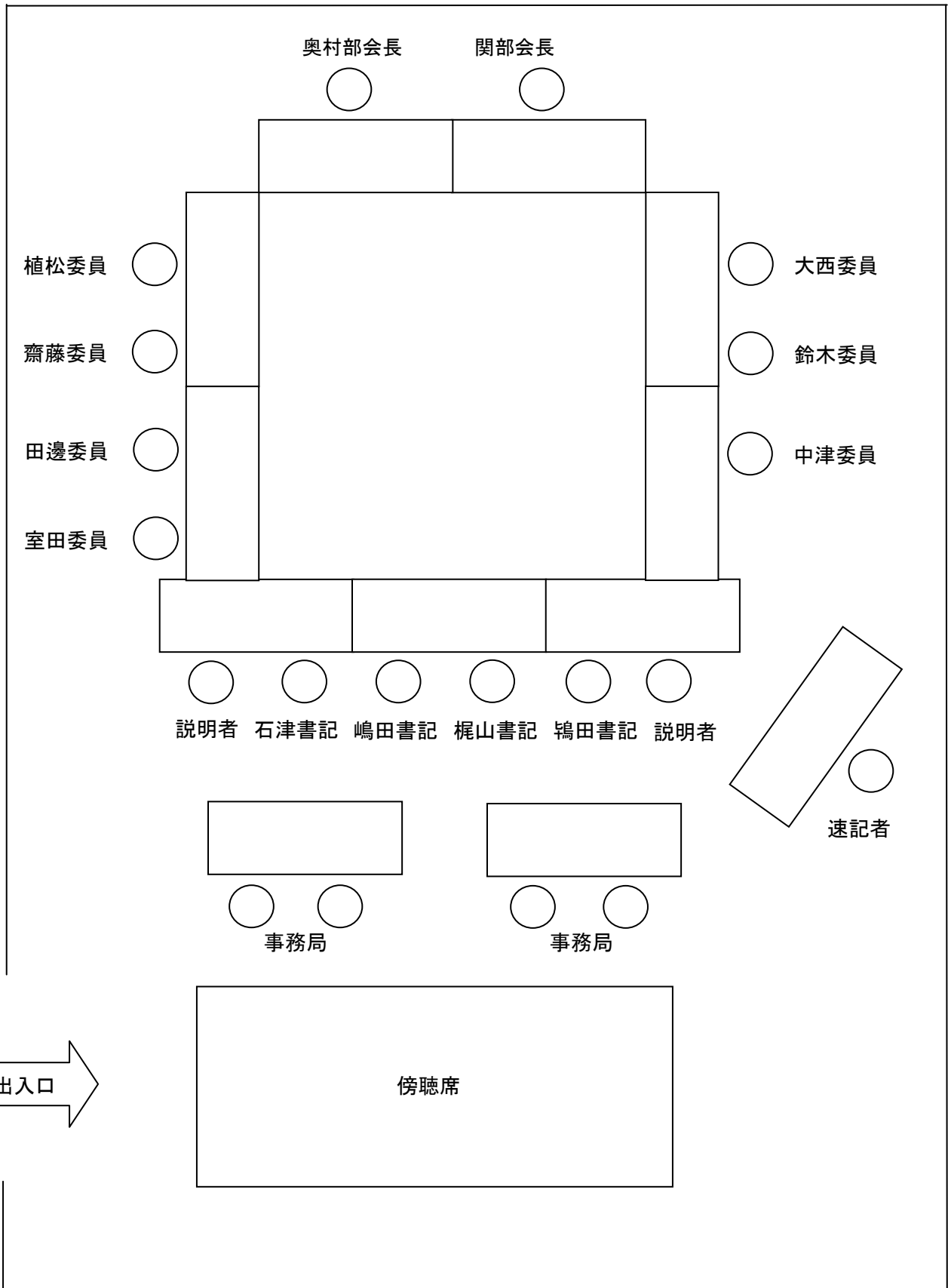
	氏名（敬称略）	現職等
部会長	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授（建築史）
委員	大西 晴之	横浜商工会議所
//	塩田 久美子	市民委員
//	鈴木 智恵子	エッセイスト
//	中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授（環境デザイン専攻）

欠席

書記	嶋田 稔	横浜市都市整備局地域まちづくり部長
//	石津 啓介	横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長
//	梶山 祐実	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長
//	鴫田 傑	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

【平成 29 年度 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会
及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会】

会場：関内中央ビル 5階特別会議室



「横浜・人・まち・デザイン賞」の概要

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、横浜市内のまちづくりの推進に寄与することを目的として、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「地域まちづくりの取組」と、「まちなみを構成する建築物等」を顕彰し、その担い手を表彰するものです。

本賞は、「地域まちづくり部門」と「まちなみ景観部門」の2部門で構成され、市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて表彰しています。

今回の合同部会では、第9回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュールや募集概要など、両部門で共通する内容について審議します。

前回実績（第8回 横浜・人・まち・デザイン賞）

（1）応募期間

平成28年5月1日～6月30日

（2）応募状況

- ・地域まちづくり部門：36通（選考対象34件）
- ・まちなみ景観部門：125通（選考対象115件）

（3）表彰対象案件

- ・地域まちづくり部門：6件（主体である団体：6団体、
活動を支援した個人または団体：4団体）
- ・まちなみ景観部門：8件（受賞団体：45団体）

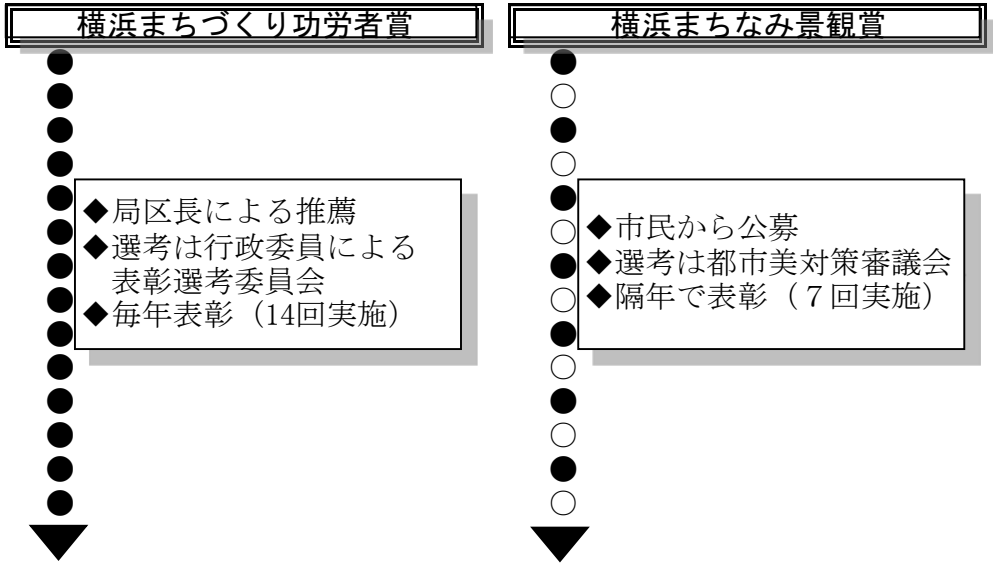
（4）表彰式

平成29年5月12日（会場：横浜市長公舎）

横浜まちづくり顕彰事業の推移

※ ●：募集年度

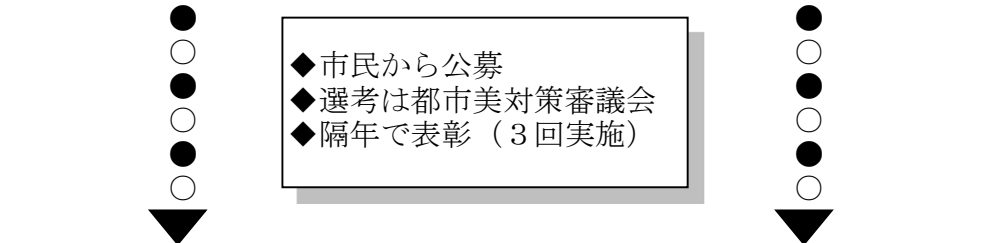
昭和60年度
61年度
62年度
63年度
平成元年度
2年度
3年度
4年度
5年度
6年度
7年度
8年度
9年度
10年度



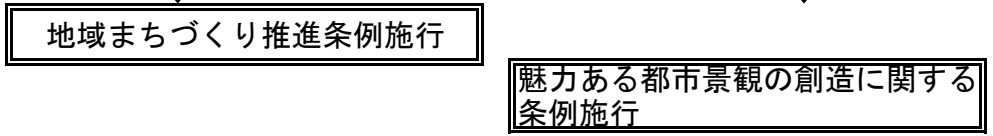
《まちづくりに関する2つの賞を整理統合し、21世紀の横浜のまちづくりに結びつく事例をより積極的に評価していくよう見直し》



11年度
12年度
13年度
14年度
15年度
16年度

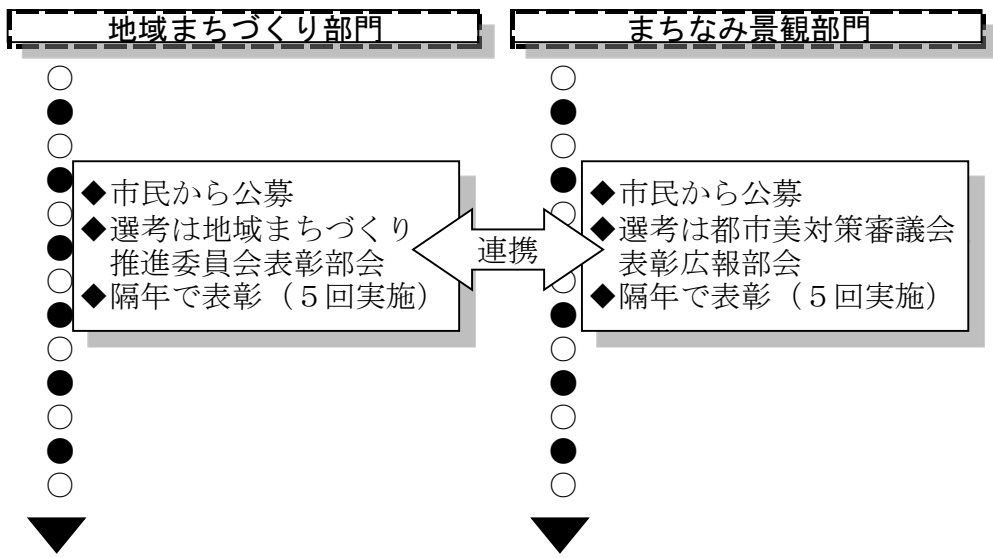


17年度
18年度



《各部門について、根拠条例が制定されたことをふまえ見直し》

19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
31年度
：



第 9 回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案）

地域まちづくり部門

まちなみ景観部門

○地域まちづくり推進委員会表彰部会

[平成 29 年 10 月 17 日]

第 9 回の方針・スケジュール等を審議

◇都市美対策審議会表彰広報部会

[平成 29 年 11 月 13 日]

第 9 回の方針・スケジュール等を審議

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会・都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会

[平成 30 年 1 月 12 日]

・第 9 回の方針・スケジュール等を確認、募集方法の審議

◎募集 [平成 30 年 5 月～6 月]

- ・応募はがき又はウェブページからの電子申請による応募
- ・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

◎両部会委員に応募状況を報告 [平成 30 年 7 月上旬]

○地域まちづくり部門活動調査等

[平成 30 年 7 月～11 月下旬]

- ・調査票の作成を応募団体に依頼
- ・10 月中旬に調査票等を各委員へ送付
- ・支援賞対象案件の調査を事務局で実施

◇まちなみ景観部門案件調査等

[平成 30 年 7 月～10 月]

- ・事務局で案件調査を行い、応募案件の個票を作成
- ・個票を各委員へ送付

○地域まちづくり推進委員会表彰部会

[平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月]

各委員の事前評価を基に選考を行う

◇都市美対策審議会表彰広報部会

現地視察 [平成 30 年 12 月上旬]

◇都市美対策審議会表彰広報部会

本審査 [平成 30 年 12 月中旬]

◎表彰対象決定・公表 [平成 31 年 2 月ごろ]

- ・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、4 月頃結果を公表（記者発表・ホームページ等）

※地域まちづくり推進委員会に選考結果を報告

[平成 31 年 3 月(予定)]

※都市美対策審議会に選考結果を報告

[平成 31 年 3 月(予定)]

◎表彰式（選考委員出席） [平成 31 年 5 月ごろ]

第9回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門選考実施概要(案)

資料3-2

時期(予定)		平成29年度		平成30年度																											
		10月	1月	5~6月	7月	8~9月	10月	11月	12月	12~1月																					
第9回(改正案)	委員	部会 (部会長の選出、第9回の進め方(選考の方法、支援賞、募集・広報の方法))	地域まちづくり部門 景観部門合同部会 (座長の決定、第9回デザイン賞について(実施詳細・募集要項等の確認))				・他薦応募の場合、エントリーする団体は調査票を提出 ・過去に応募があった団体には、調査票データを提供 ・活動写真は団体が用意			質問作成・返送			採点・返送																		
	区局			作成・返送			作成・返送			必要あれば照会			採点・返送																		
	活動主体			応募受付 (活動の名称、応募・推薦理由、活動団体の名称・住所・電話番号、活動の概要(いつから/どこで/なにをして/どんな効果がある)を記入してもらう ※推薦者の氏名を団体に伝える場合がある旨を記載する			調査票作成依頼 (他薦団体には推薦票を送付)			照会票作成依頼 照会票受理			調査票・照会票を提出 質問票受理			追加調査回答票作成 回答票を提出 採点・選考依頼															
	都市整備局									支援賞対象案件の調査			採点票受理																		
時期		平成27年度		平成28年度																											
		10月	1月	5~6月	7月19日	8月1日	8月12日	9月5日	9月16日	9月21日	10月14日	10月20日	11月4日	11月15日	11月25日	12月6日	12月15日	12月27日													
第8回	委員	部会 (部会長の選出、第8回の進め方(選考の方法、スケジュール、募集・広報の方法))	地域まちづくり部門 景観部門合同部会 (座長の決定、第8回デザイン賞について(実施詳細・募集要項等の確認))	一次選考(応募用紙と区局が作成した照会票(A)で選考)														二次選考(調査票+照会票(B)で選考)													
	区局			作成・返送			採点・返送			見極めの協議			過去に応募のあった団体には、調査票データを提供			質問作成・返送			採点・返送												
	活動主体			応募受付 (活動の名称、応募・推薦理由、活動団体の名称・住所・電話番号、活動の概要(いつから/どこで/なにをして/どんな効果がある)を記入してもらう)			照会票(A)作成依頼 照会票(A)受理			一次採点・選考依頼 一次採点票受理			採点較差の見極め (下位対象者は、評価対象外とし、調査票作成不要)			調査票作成依頼 調査票受理			照会票(B)作成依頼 照会票(B)受理			二次採点・選考依頼 質問受理			回答票提出 二次採点票受理						
	都市整備局			照会票(A)裏面に写真・地図を記入																											

※赤字が前回から今回変更する箇所
 ※青字が前々回から前回変更した箇所

【改正の目的等】
 団体から十分な情報収集を行い、スケジュールに余裕を持たせることで、調査や選考をより適正に実施する。

【改正のポイント】

- ・二段階選考(一次・二次選考)から一段階選考に戻す。
- ・推薦者の氏名を団体に伝えることができるよう、募集リーフレットにその旨を記載する。
- ・過去に応募があった団体には、調査票作成の負担を軽減するため、過去に提出された調査票のデータを提供する。
- ・団体への調査票の作成依頼時に、選考を辞退できる旨を依頼文に記載する。

【改正案のメリット】

- ・団体に調査票を作成してもらうことで、選考における情報量の差が解消される。(※これまで事務局で用意した活動写真等についても団体が用意)
- ・選考スケジュールに余裕ができる。
- ・委員の採点回数、事務局や区局の業務量が減る。

【改正案のデメリット】

- ・応募のあった団体に調査票を作成してもらう必要がある。(前回は、一次選考通過団体のみに調査票の作成を依頼)

選考方法等について

※下線部分は第 8 回からの変更点

	地域まちづくり部門	まちなみ景観部門
根拠法令	● 横浜市地域まちづくり推進条例第 15 条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。	● 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第 17 条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
表彰対象	● 活動の主体となる団体及びその取組を支援した個人または団体を表彰します。	● 横浜市内のまちなみ、建築物、プロムナード、モニュメントなど景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。 ● 運営者として貢献した人や、ものづくりに貢献した人も表彰対象とする場合があります。
応募期間	● <u>平成 30 年 5 月 1 日～6 月 30 日（2 か月間）</u>	
応募要件	● 横浜市内における地域まちづくりであること。 ● おおむね 3 年以上の取組実績があること。 ● 過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものは対象外とします。	● 横浜市内に存する「まちなみ」や「建築物等」であること。 ● おおむね 10 年以内に新しく造られたものや、歴史的建造物等再生されたものであること。 ● 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちなみ景観部門を受賞したものは対象外とします。
応募方法	● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可	
両部門の振り分け調整	● 本人の意思を確認した上で錯誤と認められる案件については、事務局で振り分けを行います。 ● 両部門の応募・選考状況について、両部会委員に情報提供を行います。	
選考方法	● 審査資料の作成 ・ <u>推薦があった地域まちづくりに取り組んでいる全ての団体へ調査票の作成と提出を依頼します。また、他薦団体には合わせて推薦票を送付するとともに、推薦者の氏名を聞かれた際にはお伝えします。</u> ・ <u>調査票の様式を変更します。</u> ・ 上記書類の内容について関連区局に照会を依頼。照会后、事務局で適宜追加調査を行います。 ・ <u>本賞の調査と並行して事務局が支援賞対象案件の調査を実施します。</u> ● 委員による事前評価 ・ 委員は事務局が送付する調査票等に基づき、事前に評価を行います。 ● 地域まちづくり推進委員会表彰部会による選考 ・ 事前評価資料及び審議をふまえ、委員による投票・協議により顕彰活動を選考します。 ・ 表彰対象案件の取り組みを支援した個人または団体について、 <u>支援賞の選考を行います。</u> 【表彰対象案件の活動を支援した個人又は団体の基本的な考え方】 ・ 今後の地域まちづくり活動支援のモデルとなるような顕著な支援を行った個人または団体を選考対象とします。 ・ 活動団体を構成する組織やメンバー、行政機関（市役所、区役所など）、資金提供者、イベントの協賛者や運営支援者（活動場所提供など）は対象外とします。	● 案件調査（事務局作業） ・ 必要に応じて部門変更や応募要件に適合しない案件の除外を行った上で、対象の概要や現地状況等を調査し、応募案件個票を作成し委員あてに送付します。 ・ 案件の詳細情報について不明な点等がある場合には、必要に応じて応募者、所有者等にヒアリングを行います。 ● 委員による現地調査 ・ 委員は応募案件個票に基づき、各自で 5～10 件程度現地調査の希望案件を選定します。 ・ 希望が多い案件を中心に、現地調査を行う案件を事務局が選定します。 ・ 事務局でバス等を準備し、方面別に午前の部・午後の部に分けて現地調査を行います。 ● 都市美対策審議会表彰広報部会による選考 ・ 個票の審査、現地調査をふまえ、各委員が受賞候補案件を選考します。（事前選考） ・ 事前選考の内容を参考に表彰広報部会による審議を行い、受賞案件を選定します。 ・ 部会での選考結果を都市美対策審議会に報告します。
選考基準	● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 3 条第 2 項 ①公共性（地域社会への貢献） ②積極性 ③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④今後の活動の継続性・発展性 ⑤創意工夫	● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第 3 条第 1 項 ①地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ②まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ③歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ④横浜らしさの演出に寄与しているもの ⑤都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの ⑥その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
結果の公表	● 市長による表彰対象案件決定後、記者発表及び本市ウェブページ等により結果を公表します。	

各部会で出された主な意見とその対応について

【横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会（平成 29 年 10 月 17 日）】

- (1) 調査票の作成は、団体にとって活動のきっかけやこれまでの活動成果を振り返り、これからの活動の方針や目指すべき将来像について考える良い機会となる。団体が自らの活動について説明しやすいよう様式の配慮や工夫が必要ではないか。
- ⇒ ・ご意見を踏まえ、様式の体裁や文言について見直しを行いました。また、団体が選考基準の意図を正しく理解し記入いただけるよう、団体への調査票作成依頼時に記入例や選考基準の視点を整理した資料を合わせて送付します。
- (2) 選考の際、各委員が審査基準に則った視点を一貫して保ちながら膨大な審査資料の読み込みを行うことは難しいと思うので、選考資料の工夫が必要。
- ⇒ ・調査票から各推薦団体の活動の名称及び5つの選考基準の記載内容を一覧表に転記し比較できるようにする。
- (3) 支援賞がまちづくりコーディネーターのためだけの賞と捉えられてしまわないような書き方にした方がよい。
- ⇒ ・支援賞の対象について、優れた支援活動を記載してもらえよう、調査票に「今後の地域まちづくり活動の支援のモデルとなるような顕著な支援を行った個人または団体を『支援賞』として表彰します。」と説明文を見直し、また団体への調査票作成依頼時に送付する記入例に具体的な支援の例を平易な言葉で示します。

【横浜市都市美対策審議会表彰広報部会（平成 29 年 11 月 13 日）】

- (1) まちづくり活動と景観をどのように融合していくか。それぞれの部門が相乗効果をもたらしていることが、市民にイメージできるようにし、自分たちの活動に広げていけるように、コンセプトを見直す（要綱に記載することを考えてみてはどうか）。
- ⇒ ・選考基準で「まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの」という文言があるので、ソフト面も選考の段階でわかるように、案件調査の内容に「地域の活動の有無」「内容」等を盛り込み、個票に反映したいと思います。
- (2) パネル展はやってよかったと思うので、他の広報を強化していったほうが良い。
- 例えば、過去に受賞した案件の見学会を行ってほしい。（すでに別で行われている街歩きのイベントに入れてもらうなどして、各団体への働きかけをしてほしい。）他にも、ウォーキングポイントのフェイスブックの見どころ紹介に受賞作を入れてもらうなどすると良い。
- ⇒ ・過去に受賞した案件のPRについても、積極的に行っていきたいと思います。
- (3) 子が親を育てるという考え方もあるので、校長会等利用してPRすると良い。
- ⇒ ・景観まちづくり教育の助成事業PRと合わせて、デザイン賞のPRも行っていきます。
- (4) 必須ではなく、写真を添付したい人は添付できるようにしたほうが良い。
- ⇒ ・電子申請で添付できるようにしたいと思います。

地域まちづくり部門

■ 活動の名称

■ 応募・推薦理由

■ 活動団体の名称・住所・電話番号

名称: _____ 電話番号 _____
住所: 〒 _____

■ 活動概要 (他薦の場合は分かる範囲でご記入ください)

①いつから _____ ②どこで _____

③何をして _____ ④どのような効果がある _____

8< 切り取り

まちなみ景観部門

※写真を添付する場合は電子申請での応募をお願いします。

■ 景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 対象の所在地

区 _____ 町 _____

■ 付近の案内図 (応募・推薦したい場所が分かるようにご記入ください)

第8回 横浜・人・まち・デザイン賞

[地域まちづくり部門] 表彰一覧



- ① 農作業を通じた住民の見守りと交流 六ツ川野外サロンプロジェクト
- ② 保土ヶ谷の人・まち・文化を活かした街道のにぎわいづくり
- ③ 六浦東地区の人材マップを生かした地域ぐるみのまちづくり
- ④ 港北区を拠点としたみんなで子育てをする環境づくり
- ⑤ 中川駅前商業地区の安全で魅力的なまちづくり
- ⑥ 「まち工場による地域子育て支援」～東山田準工業地域の取り組み～

第8回 横浜・人・まち・デザイン賞

[まちなみ景観部門] 表彰一覧



- ① restaurant pétale de Sakura (レストラン ベタルドゥ サクラ) / ② みなまき みんなのひろば / ③ minaGARDEN 十日市場
- ④ 「夢の舞う岡」と命名されたまちの玄関 / ⑤ 神奈川大学横浜キャンパス29号館 (国際センター)
- ⑥ 新横浜公園から見た大熊川トラス橋 / ⑦ 旧開通合名会社の煉瓦壁 / ⑧ 横浜海岸教会

第9回 横浜



デザイン賞

募集期間 H30.5/1(火) ~ 6/30(土)

ヨコハマの
“いいトコ”
“いいコト”
大募集!

ヒトがいる
マチがある
ハマになる

魅力的なまちをめざして取り組む
市民によるまちづくり活動や、
まちの個性となる景観を
表彰します。

地域まちづくり部門

市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。

活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。



地域まちづくり部門の募集にあたって 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長 **奥村 玄** (株式会社GENプランニング代表取締役)

横浜のまちづくりが生き生きとしているのは、「まちをつくるのは私たちだ」と考える市民がたくさんいるからだと思えます。臨海部も郊外部も市内のあちこちで、何代も続く家も新たに移住してきた人々も力を合わせ、地域の特徴に応じて実に多様な独創性にあふれたまちづくり活動が積み重ねられています。みなさんの活動を紹介することでさらに魅力的なまちづくりが広がり、次の世代に伝えていくためにたくさんのご応募をお待ちしています。

受賞活動の例

● 自然を生かした公園でのプレイパーク運営 (第3回)

【概要】

片倉うさぎ山公園の建設に伴い、地域ぐるみで施設の計画や利用の決まりなどについて地域で話し合い、子どもの遊び場や多目的広場など地域住民の意見反映に尽力しました。公園の開園後は「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに片倉うさぎ山プレイパークを運営しています。



【受賞者のコメント】

当時プレイパークの認知度はまだ低く、地域のママが公園に集まって何をしているのかと思われる時期でした。受賞後、連合町内会の方々を招いて開いたお祝いの会で、地域の方たちと受賞を喜び合うことができ、以降「単なるママさんたちの活動ではなく、地域の活動」という認識に変わり、一丸となってプレイパークを盛り上げようという機運が高まりました。(瀬嵐さん)

応募要件

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。
過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門」で表彰された活動は対象外とします。

選考の視点

- 公共性 (地域社会への貢献)
- 今後の活動の継続性・発展性
- 積極性
- 創意工夫
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携

選考について

選考は平成31年1月頃、表彰式は5月頃開催予定です。

地域まちづくり部門

横浜市地域まちづくり推進条例に基づいて、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

選考委員 (横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会)

- 株式会社GENプランニング 代表取締役 **奥村 玄**
- 株式会社イータウン代表取締役 **齋藤 保**
- まちひとこと総合計画室代表 **田邊 寛子**
- 東京都市大学環境学部教授 **室田 昌子**
- 市民委員 **植松 満美子**

まちなみ景観部門

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選考します。

選考委員 (横浜市都市美対策審議会表彰広報部会)

- ◆ 関東学院大学建築・環境学部 建築・環境学科教授 (建築史) **関 和明**
- ◆ 横浜商工会議所 **大西 晴之**
- ◆ 市民委員 **塩田 久美子**
- ◆ エッセイスト **鈴木 智恵子**
- ◆ 関東学院大学建築・環境学部 建築・環境学科准教授 (環境デザイン専攻) **中津 秀之**

まちなみ景観部門

地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。



まちなみ景観部門の募集にあたって 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会長 **関 和明** (関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授 [建築史])

建物や公園、道や橋、広場や庭園、そして新しい使い方をされた古い建物など、みなさんの周りには魅力のある景観がたくさんあることでしょう。「大切にしたい」と感じるものや、いろいろな工夫がされて丁寧に創られたデザインを見つけてください。応募は自薦でも他薦でもOKです。みなさんからの応募そのものが、横浜のまちなみをつくりだすために、さらにより良くしてゆく力となるでしょう。

受賞景観の例

◆ restaurant pétale de Sakura (レストランペタルドゥサクラ) (第8回)

【概要】

「相鉄沿線名店プロジェクト」の誘致第1号店として相鉄いずみ野線生台駅前に2014年に新築されたフレンチレストラン。外壁には厨房を覗くことのできる小窓が設けられ、内部の様子が外へ漏れ出しています。



【受賞者のコメント】

当初は横浜で営業をするにあたって新参者とみられているのでは?と心配していましたが、地元生産者との交流・食材を使うなど、地域に根差したお店づくりをしたことが賞として認められ、自信につながりました。受賞してからは、地元の人たちが応援してくれるような雰囲気があり、より自慢していただける様なお店になったと思います。(難波シェフ)

応募要件

- ◆ 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
- ◆ おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。
過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」で表彰された景観は対象外とします。

選考の視点

- ◆ 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- ◆ まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- ◆ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- ◆ 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- ◆ 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

応募・推薦方法

■上の応募はがきに必要な事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。

■横浜市都市整備局のホームページからも応募できます。



※写真を添付する場合はパソコン画面から応募をお願いします。

- 自薦 (地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は問いません。
- 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。
- お寄せ頂いた情報や写真は、紙面やインターネット等で使用することがありますので、予めご了承ください。
- 写真の著作権については市に帰属し、永続的に自由に使用できるものとします。

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 2056

差出有効期限 平成00年6月30日まで

017

横浜市中区港町1-1
横浜市都市整備局景観調整課
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

地域まちづくり部門

■ 応募者氏名 どちらかに○をつけてください
自薦 他薦

※応募者の氏名を活動団体へ伝える場合があります。

■ 応募者住所

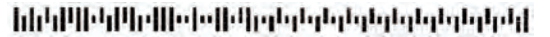
■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか

1. 市役所 2. 区役所 3. その他公共施設 4. 新聞・雑誌 5. ホームページ
6. 友人・知り合いから 7. その他 ()

この賞があることを知っていましたか

1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った



8< 切り取り

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 2057

差出有効期限 平成00年6月30日まで

017

横浜市中区港町1-1
横浜市都市整備局景観調整課
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

まちなみ景観部門

■ 応募者氏名 どちらかに○をつけてください
自薦 他薦

■ 応募者住所

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか

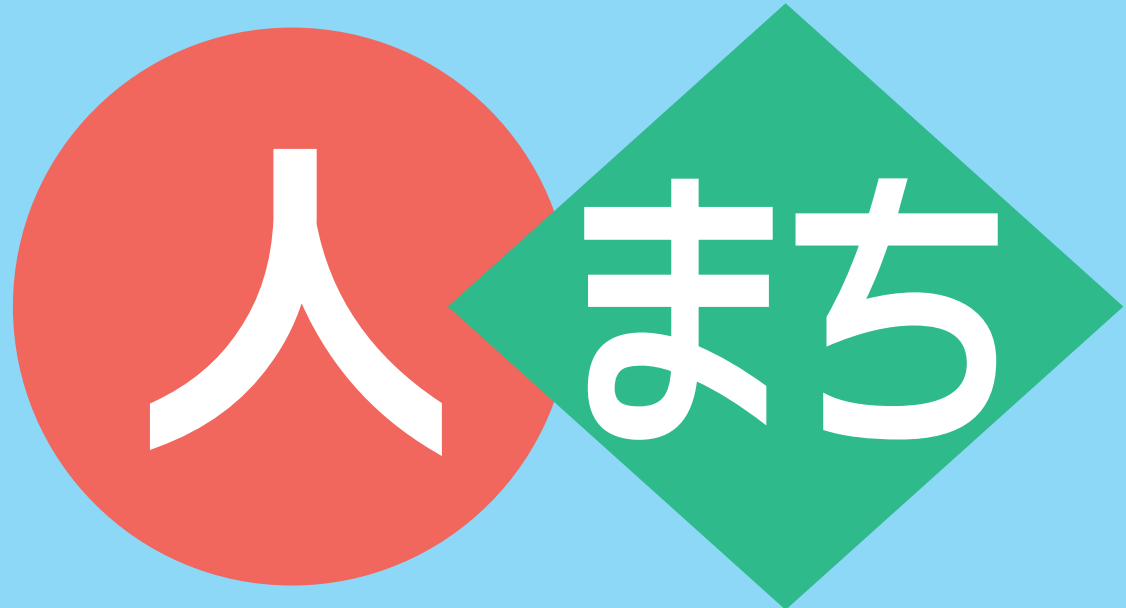
1. 市役所 2. 区役所 3. その他公共施設 4. 新聞・雑誌 5. ホームページ
6. 友人・知り合いから 7. その他 ()

この賞があることを知っていましたか

1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った



第9回 横浜



ヨコハマの
“いいトコ”
“いいコト”
大募集!

デザイン賞 

魅力的なまちをめざして取り組む市民によるまちづくり活動や、まちの個性となる景観を表彰します。

応募は
コチラ



地域まちづくり部門 (第8回表彰一覧)

横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある地域まちづくり活動を募集します。



- ① 農作業を通じた住民の見守りと交流 六ツ川野外サロンプロジェクト
- ② 保土ヶ谷の人・まち・文化を活かした街道のにぎわいづくり
- ③ 六浦東地区の人材マップを生かした地域ぐるみのまちづくり
- ④ 港北区を拠点としたみんなで子育てをする環境づくり
- ⑤ 中川駅前商業地区の安全で魅力的なまちづくり
- ⑥ 「まち工場による地域子育て支援」～東山田準工業地域の取り組み～

まちなみ景観部門 (第8回表彰一覧)

横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。



- ① レストラン ペタル ドロ ヲクラ restaurant pétale de Sakura
- ② みなまき みんなのひろば
- ③ minaGARDEN 十日市場
- ④ 「夢の舞う岡」と命名されたまちの玄関
- ⑤ 神奈川大学横浜キャンパス29号館(国際センター)
- ⑥ 新横浜公園から見た大熊川トラス橋
- ⑦ 日開通合名会社の煉瓦壁
- ⑧ 横浜海岸教会

市役所、区役所、地区センター等で配布している募集リーフレットの応募はがきか、横浜市都市整備局のホームページから応募してください。

問合せ先



地域まちづくり部門

[横浜市都市整備局地域まちづくり課]
Tel:045-671-2679 Fax:045-663-8641



まちなみ景観部門

[横浜市都市整備局景観調整課]
Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

応募締切

平成30年

6月30日(土)

募集に関する広報について（案）
（平成 30 年 5 ～ 6 月頃）

（1）記事掲載先

広報内容	備考
記者発表	
都市整備局ホームページ	
広報よこはま「はま情報」	
神奈川新聞「市民の広場」	
テレビ神奈川「ハマナビ」	
建築・土木系雑誌	日経コンストラクション、日経アーキテクチュア、新建築等
タウンニュース	
メールマガジン	地域まちづくり課「ヨコハマ人・まち」、市民活動支援センターメールマガ

（2）募集リーフレット・ポスター配布先

広報内容	備考
各区役所、行政サービスコーナー等	
市内地域まちづくり活動団体	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等
市内建設関係の業界団体	神奈川県建築士事務所協会、神奈川県建築士会等、横浜建設業協会
市内大学・高校	大学 30 校、市立高校 11 校
中間支援組織	区民活動支援センター、社会福祉協議会、まちづくり支援団体、地域ケアプラザ等

（3）その他

広報内容	備考
市庁舎 1 階市民広間及び区役所にて広報パネル展示	

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

第13回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会	
日 時	平成29年10月17日(火) 10時00分～12時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	【委員】奥村部会長、植松委員、齋藤委員、田邊委員、室田委員 【事務局】嶋田(都市整備局地域まちづくり部長)、石津(地域まちづくり課長)、谷田(地域まちづくり課担当係長)、森、高山、池宮藤本(都市整備局景観調整課担当係長)、西田
欠席者	なし
開催形態	公開
議 題	1. 部会長等の選出について 2. 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について 3. 第9回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について ア 選考の方法 イ 支援賞について ウ 募集・広報の方法について 4. その他
決定事項	1. 部会長は奥村委員とする。 2. 職務代理者は室田委員とする。 3. 選考の方法、支援賞、募集・広報の方法は事務局案のとおりとする。 4. 支援賞の表彰対象の選考については、前回同様とする。
議 事	(事務局) 皆様お集まりいただき、ありがとうございます。会議の開会に先立ちまして、地域まちづくり部長の嶋田よりご挨拶を申し上げます。 (嶋田部長) < 開会挨拶 > (事務局) まず、最初に資料の確認を事務局からさせていただきます。 (事務局) < 資料確認 > この会議の公開・非公開について確認いたします。横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、公開となります。会議の議事録については、後日ホームページで発言者名を含めて公開します。 1. 部会長等の選出 (事務局) 部会長等の選出について議事を進めたいと思います。選出については、事務局から説明します。 (事務局) 資料1をご覧ください。部会長については横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第23条に基づき、委員の互選によって定める、また、職務代理者については表彰部会要綱第4条第1項により、表彰部会に部会長及び職務代理者を置く。第3項で職務代理者は部会長の指名によって定めるとあります。まずは、互選で部会長を選んでいただきたいと思います。 (室田委員) これまで委員の経験が豊かで専門的な見識も高い、奥村委員はいかがでしょうか。

(一同) 異議なし。

(奥村委員) 引き受けます。よろしくお願いします。

(事務局) 奥村委員、よろしくお願いします。職務代理者の指名をお願いします。

(奥村部会長) 職務代理者は室田委員をお願いします。

(室田委員) 引き受けます。よろしくお願いします。

(事務局) 室田委員には職務代理者をお願いします。以後の議事進行は奥村部会長に委ねます。

2. 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

(奥村部会長) それでは、議事に入りたいと思います。横浜・人・まち・デザイン賞（以下、「デザイン賞」という。）の概要について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料2について説明。

表彰式は5月12日に市長公舎で開催され、都市整備局の薬師寺局長から表彰状を授与しました。また表彰式の後に受賞者の交流を目的にティーパーティーも催しました。さらに、受賞団体を広く市民にPRする目的で、パネル展示での広報を各区役所、市役所で順次行ってきました。

(奥村部会長) それでは、本議題について何かご質問・ご意見ありますか。なければ、次の議題に移ります。

3. 第9回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について

(奥村部会長) 続いて、第9回デザイン賞の進め方について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料3-1、資料3-2の説明。

第9回デザイン賞の選考スケジュールについて、第8回は二段階選考で本賞の選考をしていましたが、第9回では第7回までと同様の一段階選考に戻したいと考えています。理由としては第一次選考の際、団体により情報量に差が生じてしまうため優れた活動も不選考となる可能性や、全体的に選考スケジュールが過密となり委員・事務局の負担が大きくなってしまった点を踏まえ、改正案を検討しました。また支援賞について、第8回までは本賞を選考せる部会の後メールでのやり取りで支援賞を選考していましたが難しい面もあり、第9回では本賞の調査と並行して事務局による調査を実施するとともに、本賞を決定する部会にて同時に選考をすることに変更します。また、募集にあたってはこれまで他薦の場合に誰が推薦したかということをお伝えできていなかったため、今回からは募集リーフレットに応募者の氏名を団体に伝える場合がある旨を記載し運用することを考えています。また連続して推薦のあった活動の調査票の時点修正を可能とする点など第8回の選考方法から踏襲する点もございます。

以上についてご議論いただければと思います。

(奥村部会長) 一点目は、第8回では応募団体の書類作成の負担軽減を目的に二段階選考に変更したが、一方で一次選考の段階での活動団体の情報量に差が生じてしまい優れた活動も不選考となる可能性があったため一段階選考に戻すという点。二点目は他薦の場合の推薦者の氏名を活動団体（被推薦者）に伝えなかったことで戸惑いを持たれるとい

う課題に対し改正案では、被推薦者から尋ねられれば伝えるという運用に変更するということでした。

前回は在籍されており、第8回の選考を経験された田邊委員にご感想をお聞きしたいと思います。

(田邊委員) 前回の選考では、何度も選考されないことによるモチベーションの低下や書類作成に係る負担を懸念して二段階選考に変更したと伺いました。実際、二段階選考ではスケジュール面で委員・事務局含めて大変だったと思います。ただ、第7回までの「応募件数が伸びない」という課題に対して、今回の改正案では何か解決策等が講じられているのかお聞きしたいと思います。

(事務局) これまでは推薦者が誰か分からないまま行政から調査票の作成の依頼が活動団体にあり、やらされ感があったと思います。第9回では団体に推薦者を伝えられるよう運用し、また調査票の作成について任意であるとお伝えすることで、やらされ感の解消になるのではないかと考えています。また推薦者が誰か分かることで調査票作成のモチベーションの向上にもつながると考えています。

また本日ご議論いただきたい点でもありますが、審査において新しい取組が高く評価される傾向にあります。何度も他薦と不選考を繰り返している団体の活動についても地道な活動を長く続けているという継続性の視点で評価することで、連続不選考の不信感を解消できればと考えています。

以上二点で、第7回までの課題である負担感等については解消できていくのではないかと考えています。応募の負担感については、一段階選考に戻した後も団体へのヒアリングなどを行い改善に取り組んでいきたいと考えています。

(事務局) 補足しますと、前回から調査票の時点修正を可能としており、今回もこれを踏襲することを考えています。前々回までの不選考団体についても、事務局で過去の調査票をワードデータに起こしているため、こちらは一から調査票を作成する必要がなく時点修正で済むということになります。繰り返し応募の負担感は軽減するのではないかと考えています。

(齋藤委員) 自薦・他薦の応募の比率についてお聞きしたい。

(事務局) 基本的に他薦が多く、前回では応募総数36件のうち自薦13件、他薦23件の内訳になっています。前々回についても同様の傾向がありました。

(室田委員) 他薦の応募者はどのような立場の方がいるのでしょうか。

(事務局) 一般の市民の方のほか市職員からの応募もあります。

(室田委員) 職員からの応募の割合は高いのでしょうか。

(事務局) 市職員が他薦で応募する場合もあるので、それなりの割合を占めています。

(事務局) 事務局では募集に際し区役所から各活動団体に対しデザイン賞の周知していただけのように依頼しています。

(室田委員) 前回の一次選考ではどのような審査資料で判断していたのでしょうか。

(事務局) 応募書類のほか事務局で追加調査を行った結果から審査いただいていた。

(室田委員) その情報だけでは判断が難しいですね。

(事務局) そうです。

(室田委員) 多数の応募がある中で、審査資料の読み込み、すべての活動内容を記憶した

まま審査にあたることは難しいかと思えます。各委員が終始一貫して審査基準に則った視点で審査をできるように審査方法の工夫が必要ではないでしょうか。

さらに委員の関心がない活動が不選考となることも防げるかと思えます。

(奥村部会長) 前回の一次選考でも情報量は少ないとはいえ、かなりの数の応募がありました。

(事務局) 各委員の皆様には五つの審査基準に対し0～2点で採点をしていただき、その採点表を基に判断いただいていたと思います。

(室田委員) 例えば、最初に一覧表をみて全体像を把握してから、個票を確認し審査を行うというやり方が多いかと思えます。その場合、項目のとり方やまとめ方で判断が左右される恐れはありますが。

(事務局) 只今の意見では、活動内容を概括できるようなA3などの比較一覧表を作成することで、審査の判断の一助とするということでしょうか。

(室田委員) その通りです。一覧表には審査基準に沿う部分や活動の要点を抽出し記載頂ければと思いますが、難しいようであれば転記でも構いません。

(事務局) 調査票では5つの審査基準に該当する項目が設けられているので、その記載内容を転記し一覧表としてまとめるということでもよろしいでしょうか。

(室田委員) 比較一覧表については事務局で検討いただければと思います。

(奥村部会長) 団体は様式に合わせて書いていただくことになるので、どこに重きをおいて活動しているかという活動の軸が見えにくくなる傾向があると思えます。そのため、審査する際に差が見えにくくなる可能もありますので、比較一覧表の工夫が必要と思えます。

(植松委員) 漫然と書いてある中から選考基準を読み取るということは大変なことだと思います。選考基準に自身の活動を当てはめて書くので、文章を書く才能に長けている団体が優位になるのではないかと思います。

(奥村部会長) 記載いただいた文章からこちらでどこに重きを置いて活動をしているのかということを読み解かなくてはいけないということですね。

(植松委員) 時間が限られた中で難しいこととは思いますが、本当であれば事務局ではなく委員が読み取らなくてはいけないことであると思えます。

(奥村部会長) 前回の一次選考では限られた情報の中で選考の判断を求められたため、自主的にホームページで調べるなど、活動について情報の補足を行いました。ただ、それでも情報に濃淡でてしまい、採点を行うのは非常に苦しかった覚えがあります。

そのような点から、二段階選考から一段階選考に戻すことで最初から団体に記載いただいた情報で評価できるのは良いことだと思います。

(事務局) 募集リーフレットの内容は1月にある合同部会で議論いただく場があるが、調査票の様式についての議論は本日のみとなってしまうため、調査票についてご説明させていただきます。

(事務局) 資料3-3別添の説明。

団体に作成いただく調査票の様式になります。また調査票のほかに、毎月団体が発行している資料など団体の活動に関する資料を添付することができます。

(植松委員) 調査票はホームページから取得し入力できるということでしょうか。

(事務局) そうです。

(齋藤委員) 調査票の4ページ以内という制限は適切だと思うが、団体の活動に関する資料も含み4ページ以内ということでしょうか。

(事務局) 団体の活動に関する資料については別添付になります。現在は添付の枚数に制限をつけていませんので、団体によって添付枚数に多寡が見られ情報量に差が生じてしまう可能性もありますので、そのあたりも含めてご議論いただければと思います。

(植松委員) 添付資料の枚数が多いと熱心に活動しているという判断になるのでしょうか。

(事務局) 活動に対して熱心と映るのではないのでしょうか。

(事務局) 昨年度の調査票を回覧しますので、どのような感じかご覧ください。

(齋藤委員) 情報量に差が生じることの解消や審査にあたり直接関係のない資料の添付を防ぎ審査の効率化を図るため、枚数制限を設けてもよろしいかと思えます。

(室田委員) 過去の状況はどのようなものであったのでしょうか。

(事務局) 1～2枚の団体もあれば20枚もの資料を添付する団体もありました。

(奥村部会長) 添付の資料についても上限を設けましょうか。

(室田委員) 過去の状況から10枚程度の制限が適切かと思いますが、どうでしょうか。

(奥村部会長) 団体の活動に関する資料の添付について、10枚を上限とするということでもよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(田邊委員) 調査票の作成は活動団体にとって大変労力のかかることである一方で、活動のきっかけやこれまでの活動成果の振り返り、活動の今後や将来像について冷静になって考える良い機会になると思います。また、まとめることは団体にとって力になるので調査票の作成はとても良い行為であると思います。課題も含めて団体に自身の活動を考えていただく機会とするため、そのような内容を含めた調査票であってもいいのではないかと思います。そうすることで、行政が地域の課題を把握しコーディネートする際の資料としての活用も望めるのではないのでしょうか。

例えば、調査票2ページ目の選考基準④「今後の活動の方針」や調査票1ページ目の今年度の活動予定を記入いただく欄などで、将来像を示しその将来像を実現するにあたっての課題の整理を行う上で団体が自由に記入できるようになるのではないのでしょうか。私自身の経験から、賞をいただくことは、これまでの活動の意義を再確認することで、市からのお墨付きを得て地域を巻き込んでいけるきっかけにもなるので、受賞することはとても意味のあることなのだと思います。

(奥村部会長) 只今の意見については、調査票2ページ目選考基準⑤の「今後の活動方針」を「これからの将来に向けた展望とそれを実現するための課題」などとし、④の「創意工夫」と順番を入れ替え、展望と課題の整理を行ってもらいましょうか。

また今年度の活動予定の欄では、実際の活動がどのようなものかを理解できるので、記入欄を充実していただきたいと思えます。

(室田委員) 地道に長く継続している活動を拾うということはとても大事な考え方だと思います。その点で、調査票1ページ目の活動実績を記入いただく欄では、直近3年間の活動だけでは地道な活動の継続性が見えにくいのではないかと気がかりです。今後の活動予定についても予定は決まっているが日時・場所については未定といった場合もあり、

多様な活動に対応できるように団体が自由に記入できる様式の工夫が必要ではないでしょうか。

(奥村部会長) 様式では直近3年以前についても活動を記載頂けるようになっていますが、「最近3年間の～」という説明が誤解を招くかと思うので「これまでの～」などに説明を変更してはどうでしょうか。

(室田委員) そうですね。そのうえで活動実績の欄をもう少し増やしていただき、また今年度の活動予定の欄についても多様な活動のタイプに対応できるよう様式上の工夫をいただきたいと思います。

私も調査票が活動を振り返り今後について考える機会となるといいなと思いますので、今後の活動についてももう少ししっかりと記入いただける工夫があるといいと思います。

(奥村部会長) 只今のご意見では、選考基準⑤の「今後の活動方針」の説明文を変更するだけでなく、もう少し重みづけをするということでしょうか。

(室田委員) そうです。選考基準の④と⑤を入れ替えたうえ、活動方針の欄を幅広にとっていたらと思います。

(奥村部会長) 調査票1ページ目の今年度の活動予定について、活動されている団体は自身の活動を把握しているので、特段枠がなくても記載できると思うが、どうでしょうか。

(齋藤委員) 過去の調査票を見ると、団体によってかなり工夫して記入いただいているので、柔軟に記入できるよう、シートを簡易にしてもいいかと思います。

(室田委員) 過去の審査資料を見ると、日時が明らかな活動のみ記載している団体も散見されます。日時が明確でないと記載してはいけないと誤解を招かないよう、時期という表現に改めてはどうでしょうか。

(事務局) ここまでの議論を整理させていただくと、調査票の1ページ目では今年度の活動予定の欄では罫線をすべて取り払い、時期・場所・内容等についてはかつこ書きで表記し、団体が自由に欄を使用できるように見直す。2ページ目では選考基準④「創意工夫」と⑤「今後の活動の方針」を入れ替え、さらに「今後の活動の方針」を「これからの展望とそれを実現するための課題」とし、欄を少し幅広にとるということでよろしかったでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(奥村部会長) その他何かお気づきの点ありますでしょうか。

(齋藤委員) 位置図は所在を確認するという意味で添付いただいているのでしょうか。

(事務局) 活動を行っている区域を示してもらおうという趣旨で添付いただきます。

(齋藤委員) 位置図の必要性をあまり感じません。「〇〇市〇〇区〇〇公園付近」など活動の区域が全市的なものか区域的なものか一言で分かれば十分と感じます。むしろ活動の様子がいきいきと伝わる写真などを添付いただくほうが、選考の際には有効かと思います。

(奥村部会長) 被災地などの他都市と継続して交流しながら活動を行う団体は、他都市も活動区域に含めるのでしょうか。

(事務局) 顕彰対象が横浜市内での活動に限定されますので、交流して上でさらに市内でどのような活動をしているかということが審査の対象となります。

(齋藤委員) まちなみ景観部門での顕彰対象や区域を決めて活動を行う団体など、内容に

よっては位置図があった方がいいと思いますが、必ずしも必要ではないと思っています。
(奥村部会長) どのような観点で必要性がないと感じましたか。
(齋藤委員) コミュニティカフェでも、情報誌の発行という活動は明確なエリアがないため、活動のエリアという概念がありません。
(奥村部会長) まち歩きのルートなどを考えた場合の区域のとり方も関連しますね。
(室田委員) 区域がはっきりした活動とそうでない活動、または他地域との連携という場合もあるかもしれません。
(事務局) 只今のご議論について、調査票1ページ目の冒頭に「活動の所在地」とありますが、あまりにもピンポイントな表現で一定の場所での活動と捉えられてしまう恐れもあるため、「活動の区域」などと説明文を改め、また位置図を任意の資料として添付すれば、4ページ目の位置図のスペースは不要になるかと思いますが、いかがでしょうか。
(奥村部会長) 実際に現地を見に行く際に、活動拠点の所在地が位置図に示されているのはよいと思います。
(田邊委員) 活動が点だとしても、どのような地域で活動が実施されているのか周辺との関係性を把握することは重要だと思います。その際、どのような形でも地図があると良いし、また審査もしやすくなると思います。
(室田委員) 活動場所により活動内容や目的も変わってくると思うので、田邊委員の仰るとおり地図情報は何らかの形で欲しいと思います。
(田邊委員) 現在の様式のように、そこまで大きいものは求めていない。
(室田委員) 団体に地図や写真の配置は委ねてしまってはどうでしょうか。
(齋藤委員) どこに重きを置くのかは、各団体に任せてよろしいかと思います。
(奥村部会長) 位置図の取り扱いについては只今の議論の内容でよろしいでしょうか。
(委員一同) 異議なし。
(奥村部会長) その他にお気づきの点など御座いますか。
(田邊委員) 選考基準③の「活動における地域住民等の幅広い参加や他団体との連携」では、活動における広がり感を記載していただくことを意図していると思いますが、実際は活動に関わりのある団体や個人を記載していると思います。趣旨を団体に正しく理解して項目を記載いただくための工夫として、例えば調査票2ページ目の選考基準③の説明文の頭に「活動における広がり」など平易な言葉で表現し、団体との連携を示しているという書き方もあるのではないのでしょうか。
(奥村部会長) 次の議題にも関わってくるころだが、支援団体と連携団体との区別が微妙だと思います。選考基準③では常に活動している協力団体を記載いただくと受け取っています。
(齋藤委員) 選考基準③では、他団体との連携や行政との協働など、支援しあう関係も大事だと思いますが、一方で、団体に参加する人の豊かさについても記載いただきたいと思います。支援については「活動を支援した個人または団体」で記載いただければと思います。
(室田委員) 実際の活動では、参加者が固定され、活動が広がらないという課題もあると思うので、活動への参加者を募る工夫や人材育成についても記載いただきたいと思います。

(奥村部会長) 活動に参加する仲間を広げていくようなノウハウの有無は、今後の継続性にも関わることで、記載いただきたいですね。またメンバーが活動に参加したきっかけを書いてもらうと他にも役立つ資料にもなるのではないかと思います。

(齋藤委員) まちづくりの活動では一人の強烈なリーダーシップを持つ方が活動を牽引している場合があります、そういった方が去ることによって途端に活動が終わってしまうことがあると思います。ですので、組織の盤石さを図るために団体メンバーの構成・属性・役割を把握することも継続性を図るうえで重要なことであると思います。

(奥村部会長) 組織を運営する力というところが論点になると思います。

(齋藤委員) 記載いただく項目を増やすというのは考えられますか。

(事務局) 参考資料3をご覧ください。第3条2項で地域まちづくり部門の選考基準を定めており、審査資料の選考基準と対応しています。

選考基準③の説明の頭出しに「地域における活動の広がり」と追記することは可能ですが、その場合組織力や運営力などはひろえないので別の対応が必要になります。要綱を変えることも吝かではありません。

(事務局) 組織力や運営メンバーの確保などは、今後の活動の継続性につながる部分であると思います。5つの選考基準について選考の視点の考え方を事務局や過去の部会でのご意見をふまえ整理した資料があります。選考の視点の考え方を例示として審査資料に盛り込むことで、只今のご意見の点について対応できると思います。

(奥村部会長) 例示があれば組織力・運営力についても記載いただけるかと思います。

(事務局) 本日はお配りできていない5つの選考基準の細目について選考の視点考え方として整理を行った資料と只今のご意見をふまえ案を作成しますので、後程メール等でやり取りさせていただければと思います。募集まではまだ猶予がありますし、場合によっては合同部会でも少し議論できればと思います。

(奥村部会長) 本日のところは審査資料についてはここまでということで、事務局の連絡を待ことにいたします。

4. 支援賞について

(事務局) 資料3-3について説明。

(奥村部会長) 支援者もしくは支援団体は、団体と一緒に活動している立場なのか、団体を支援している立場なのかという点を整理する必要があると思いますが、ご意見があればお願いできますでしょうか。

また、支援賞の選考スケジュールを前倒しすることについては、活動の中身を把握しながら平行して選考できるので問題はないと思います。

(植松委員) 調査票の1ページ目に、「活動名」と「活動の所在地」の項目がありますが、ここには「活動の主体となる団体」についての記載欄がありません。3ページ目にその欄があり、さらに連絡票にも詳しい欄があるが、1ページ目に団体名や代表者名だけでも欄を設けて、3ページ目は支援賞にだけ特化したページにしてはどうでしょうか。

また、先ほど連携と支援の話が出たが、調査票2ページ目の③で評価の基準となることとしては、例えば、子育てで支援をしている若い母親たちの団体に対して、老人会がバックアップしている場合、その老人会は連携している団体であり、支援している団体では

ないと思いますが、③にはそういうことを書いてほしいのではないのでしょうか。担い手の確保や継続性といったことは、③で聞いていることとは異なると思います。一方で支援については、例えば活動をするための場所を提供してくれた、ということだと支援になるとと思いますが、そのあたりの分かりにくいニュアンスをよく説明した方が、4ページ目が書きやすくなるのではないのでしょうか。

(奥村部会長) 具体例から入っていく方法と、定義から入っていく方法とがあると思います。ちなみに現段階では、場所の提供は選考対象とならないことになっています。支援というのは、ノウハウを提供することを指しているのではないかと解釈しています。ある程度支援する期間があり、提供されたノウハウを団体が自分たちのものにした段階で支援は終わり、支援が必要なくなるからこそ自立できるのだと思います。一方で、ずっと継続して支援していかなければならない場合もあるのかもしれませんが。そのような場合は、一緒に連携して活動している協力者であり、支援者とは言えないのかもしれない。支援についてはまだ整理が必要であると思います。

(植松委員) やはりそういう所を調査票の4枚目で分かりやすく説明した方が良と思います。対象とならない例は書いてあるが、何が対象となるのかが分かるような説明が必要です。

(奥村部会長) 記入例から読み解いてもらうしかないのでしょうか。現在は、外部からソフト面に関するアドバイザーとして関わっている人という整理をされています。

(室田委員) 活動団体とアドバイザーとが一体になっている場合も結構あると思います。実態として一体となっている場合は、協力者としての支援ではないと考えるのでしょうか。

(事務局) アドバイザーであれば、支援賞の対象であると考えています。過去に議論になった例として、地域交通サポート事業の取組のバス事業者が挙げられます。協力者、あるいは委託事業者としての枠を越えて、いろいろな工夫を地域で考えたりしていた事例について、表彰すべきだというご意見が多くでしたが、一方で、一部の委員の方からは、あくまで事業者、協力者に過ぎないのではないかとというご意見もでていました。協力と支援との整理は今後も検討が必要だと思います。

(室田委員) それぞれの地域の状況によるところもあるので、協力者であり、かつ支援者であったとしても、厳密に分けることもないのかもしれませんが。

(齋藤委員) 審査の段階で話し合いながら、協力者なのか支援者なのか、ケースによって分けられるのではないかと考えます。ただ、各団体にとっては、この支援した団体の意味が分かりにくいと思うので、もう少し平易な言葉や具体例を示して説明した方が良いと思います。

(室田委員) 個別のケースによって状況は異なると思うので、実態が分かるように書いてもらえれば、審査の際にある程度判断はできるのではないのでしょうか。

(奥村部会長) 支援賞を設けることの意義を考えると、一つの団体への支援のノウハウが他の団体にも広がっていくような影響が見えるとよいと思います。あまり活動組織に入り込み過ぎると、支援の役割が見えにくくなっていくので、一定の距離感があってこそ支援できるものではないのでしょうか。

(室田委員) これまでにどのような方々が支援賞を受賞しているのでしょうか。またまち

づくりの専門家のような方が多いのでしょうか。

(事務局) まちづくりコーディネーターや、中間支援団体などを想定しています。

(室田委員) まちづくりアドバイザーのための賞だと思われる可能性もあるので、あまりそれだけに特化した書き方をしない方が良いと思います。

(齋藤委員) 例えば、商店街の中で拠点を作ろうとしている団体に、場所探しや調整役として商店街の協力を得る場合は支援に当たるのかもしれませんが、商店街が所有している事務所の貸し出したと、単なる場所の提供のため、支援賞の対象にはならないということになるのでしょうか。

(室田委員) 資金や場所、物品の提供、イベントの協賛など、あらゆる形で支援している場合でも、賞の対象にはならないが、それも十分な支援と言えるのではないのでしょうか。

(奥村部会長) 境目は分かりにくいですが、そこまですると支援者ではなく当事者なのではないかと思えてきます。

(室田委員) 支援のノウハウが他の団体にも広がっていくことにはならないかもしれないが、地域にとってはなくてはならない存在であるとしても、支援賞の対象とならなくてよいのでしょうか。

(奥村部会長) その場合だと、③の他団体との連携に記載していただくことになるのではないのでしょうか。

(田邊委員) 場所の貸し出しと言っても、コミュニティカフェのように、単なる商業目的とはちがった活動に対して貸し出すとなると、大家さんからすればかなりリスクは高いと思います。そのことを考慮すると、支援賞の対象にはならないものの、単なる場所の提供以上のものに当たるのではないかと考えます。

(齋藤委員) そこで大家さんが自治会長さんを紹介してくれたり、仲介役になってくれたとすれば支援賞の対象になると思います。

(奥村部会長) 例えば、「おやじの会」が自治会の活動を補助している場合、自治会の機構とは別の任意の団体であり、自由に活動できる体制をもっているが、この場合は支援ではなく、活動団体の一つということになるのでしょうかね。

(事務局) あくまで活動を表彰するものであり、その主体となる団体は一つとは限らない場合もあります。過去には、一つの活動に対して3団体受賞したこともあり、調査、選考段階で、主体となる他の団体を把握して受賞したケースもありました。それも選考の過程の中で審議していただければと思います。

(奥村部会長) それでは、支援の定義を先に決めるのではなく、活動の主体となる団体にあたるのか、支援した団体にあたるのかを、選考する段階で議論しながらケースごとに判断していくことにしていきましようか。

(事務局) 支援賞の説明については、分かりやすく説明を加えたいと思います。また、資料3-3の『活動を支援した個人または団体』の基本的な考え方(2)についても、対象を特化しない書き方にして整理を行います。

(奥村部会長) まちづくりの専門家以外で支援賞に該当した例として、前回は、支援の新しいモデルになるのではないかということで、人材派遣、ボランティア派遣を行う組織を選考しています。

(植松委員) 先ほど提案した活動団体名を調査票の1ページ目の冒頭に記載することの扱

いについては、どうでしょうか。

(事務局) 地域まちづくり部門は、活動を表彰するものであるため、活動名を冒頭に記載する様式としてより、この様式を継続したいと考えます。

(奥村部会長) 支援賞についても、只今の議論で一区切りということでもよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

5. 前回までの課題に対する取組及び募集について

(奥村部会長) 事務局案では、他薦の際、推薦者自身が団体に氏名を伝えるか伝えないかということ判断できることになっています。推薦者が団体には伝えないでほしいと思うことも十分あり得るとのことですよね。

(事務局) 応募の段階で推薦者には、推薦者の氏名を団体へ伝えることがある旨、応募用紙に記載することを検討しています。原則、誰からの推薦なのかを団体から聞かれた場合にはお答えすることしたいが、積極的にはお伝えしないという方向で考えています。

(奥村部会長) 聞かれれば答えるが、聞かれなければ答えないという旨を、団体にはどのようにお伝えするのでしょうか。

(事務局) 積極的には特に何もしないつもりですが、「活動団体から聞かれた場合にはお伝えします。」ということをお募用紙に丁寧に記載しようと思います。それとも、推薦者の氏名はすべて団体にお伝えする方がよろしいのでしょうか。

(奥村部会長) 団体にとっては、推薦してくれた方に対して感謝の気持ちが出てくるのではないかと思うので、その意味では団体に伝えた方がいいのではないかと思う一方、団体のことをあまり知らない方から推薦される場合も考えられます。誰が推薦してくれたのかということは、団体にとっては調査票を作成する際の重要な要素だと思うが、いかがでしょうか。

(齋藤委員) お伝えしても問題はないと思いますが、デメリットはあるのでしょうか。

(事務局) 調査票の作成を辞退することも認めている中、誰に推薦されたかを聞いてしまうと、団体としては辞退しにくくなるのではないかと考えます。聞かない自由というものもあるのかもしれませんが。

(室田委員) 推薦者を聞かないまま辞退された場合は、推薦者は、団体が推薦者を聞いた上で辞退したのではないかと誤解を抱くかもしれないですね。

(田邊委員) いろいろなケースがあると思うが、伝えない方がいいというケースもあるのではないのでしょうか。

(奥村部会長) きちんとした賞である以上、推薦する方にも責任はあると思うので、いずれは公表していけるようになればとの希望はあるが、事務局案のとおり、聞かれれば伝えるという形で、しばらくは様子を見ながら進めていくことにはどうでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(事務局) 資料3-4、3-5説明。

(植松委員) これまでに受賞された活動の一覧のようなものはあるのでしょうか。

(事務局) 後日委員のみなさんに資料をお送りしたいと思います。

(田邊委員) 落選した団体のモチベーションを下げてしまうのではないかという議論があったが、そういった団体の活動にもフォーカスしてあげることが大事であると思います。

	<p>例えば今回の募集の時に、前回応募のあった活動の一覧を載せて紹介できる媒体がある と思います。</p> <p>(齋藤委員) これまでも落選した活動については公表していないのでしょうか。</p> <p>(事務局) 公表していません。</p> <p>(奥村部会長) 落選した団体に対して、よかった点などの記したメッセージを委員から送 るのはどうでしょうか。</p> <p>(田邊委員) 感謝状のようなものを、団体に何かしらフィードバックしてあげることはい いことだと思います。</p> <p>(事務局) リターンをすることは良い案だと思います。ただ、件数が多いので委員の方 には手間にはなってしまうが、今のご意見のようにフィードバックをするかどうか、選考 の段階であらためて検討していただければと思います。</p> <p>(奥村部会長) 他にご意見がなければ、以上で審議を終了したいと思います。</p> <p>6. 合同部会について</p> <p>(事務局) 次回の部会については、来年1月の合同部会を予定している。後日、日程調整 のご連絡をさせていただきたい。</p>
資 料	<p>【資料】</p> <p>資料1 地域まちづくり推進条例等（抜粋）</p> <p>資料2 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について</p> <p>資料3-1 第9回横浜・人・まち・デザイン賞実施概要・スケジュール(案)</p> <p>資料3-2 選考方法について(案)</p> <p>資料3-3 支援賞について(案) 様式集(案)</p> <p>資料3-4 前回までの課題に対する取組について(案) 第8回横浜・人・まち・デザイン賞募集パンフレット[参考]</p> <p>資料3-5 募集に関する広報について(案)</p> <p>参考資料1 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱</p> <p>参考資料2 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱</p> <p>参考資料3 横浜まちづくり顕彰事業実施細目</p>

第15回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 第9回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 議事2 その他
日 時	平成29年11月13日（月）午前10時から12時まで
開催場所	横浜市開港記念会館 2階6号室
出席委員	委員：関和明、大西晴之、塩田久美子、鈴木智恵子、中津秀之
欠席委員	なし
出席した書記	嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長）、梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 鵜田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	賞の方向性については検討し、広報の方法についてはいただいた意見をできるだけ反映していく。
議 事	<p>1 第9回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議）</p> <p>資料を用いて事務局から説明を行った。</p> <p>○関部会長 ありがとうございます。一度事務局のほうに戻しますので、これからどういうふうに進めていくか、説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局 改めまして本日ご意見をいただきたいポイントとしましては、選考の全体の流れ、スケジュール、選考方法について、それから様式の部分ですと、個票の案について、こういうものを取り組んだらいいとか、こういう構成にしてもらって見やすいなどご意見いただければと思います。リーフレット・ポスターにつきましては、次回の合同部会で第9回の案をお示しする予定ですが、その前にこういうふうにしたらいいいのではないかとというようなご意見があれば、本日いただければと思っています。それから、賞の周知に向けた今後の取り組みについてということで、今後こういう部分について取り組んでいったらいいのではないかとというようなご意見もいただければと思います。また先ほどお話ししました、郊外部での募集案件が少ないというのと、あと区によってはまだ選ばれていないところもありまして、パネル展等をやっていますと、自分の区を受賞案件がないというのは寂しいというような意見もありますので、より身近なものの応募が増えるような形の工夫をしていけたらというのは事務局でも考えているのですが、そういった部分についてご意見をいただければと思います。</p> <p>あと、最後にご紹介しました景観教育の部分、デザイン賞とは直接関係ないのですが、広報という部分で一緒にご紹介させていただいたのですが、こういった子供たちの景観への取り組みとかも、デザイン賞のヒントになるようなものがあればと思って、一緒に説明をさせていただきましたので、あわせてご意見をいただければと思っています。よろしくをお願いいたします。</p> <p>○関部会長 結構たくさん項目があると思いますけれども、最初に説明いただいた資料の順で、スケジュールの確認ですが、資料の2です。本日が11月13日で、年が明けまして1月12日に合同部会というのを、地域まちづくりのほうとまちなみ景観のほうで一緒にやります。そちらでリーフレットとか、最終的な公募の募集方法が審議され決まるということです。それから1年以上後になりますけれども、来年の12月ごろに現地視察があります。その前にどういうものが出てきたかというようなことは整理していただいて、本審査が12月中旬ということです。最後に決まったものが、再来年の5月に表彰式があるということになります。全体の時間的な流れは以上ですけれども、こちらについて何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p>○事務局 結構長いスパンでのスケジュールではあるのですが、主なスケジュール、表彰式とか、募集のタイミングについては毎回同じような形でさせていただいております。地域まちづくり部門と並行してやる形になるので、おおむね日程についてはこの形で進めさせていただければというふうには考えています。</p> <p>○関部会長 あと、こちらのまちなみ景観部門に関しては、再来年3月になりますけれども、次年度の年度末の都市美対策審議会の親会で審査結果を報告するということですね。</p> <p>○事務局 そうです。</p> <p>○関部会長 わかりました。何かご意見ありますか。鈴木委員、いかがですか。</p> <p>○鈴木委員 時間をかけて丁寧なスケジュールということで、特にまちなみ景観の応募案件の調査は事務局の方がすごく大変だと思うのです。暑い時期の7月から10月で大変だと思うのですが、やはり</p>

こちらの個票をすごく大きい選考のポイントにいつもさせていただいています。横浜も広いですから、いろいろ出てきても、全部そんなに知らないです。だからそういうことで、やはりこちらに力を入れていただきたいと思っています。

○関部会長 ここ数年だと、例年100件くらいはあるんですね。

○事務局 そうですね、100件以上です。

○関部会長 まず個票の資料を見ていただいて、そこから幾つか現地視察をしたいというものを選び、1日かけて視察するという順番になります。

○中津委員 完全に素人なので、質問が山のようにあるのですが、これに関して言うと、資料3を見ると、部門の振り分けのところでは「案件」という単語が使われていて、それ以外のところでは「物件」というふうに使われていますけれども、これは何か使い分けはあるのですか。

○事務局 特にないです。

○中津委員 不動産用語なので、私、非常に「物件」という言葉には抵抗があるのです。すごく個別のものというのを市民がイメージする可能性があるのも、もし行政上問題ないのであれば「案件」と言っていたほうが市民への広がりはいいかなという気がします。

○事務局 わかりました。「案件」のほうに統一をさせていただきます。

○関部会長 いかがでしょうか。ちょっと先ほど整理していただいた話の中でスケジュール、それからそもそもこの事業と申しますか、まちなみ景観賞の趣旨とか、基本的なことについて、何かお尋ねとかありますでしょうか。既に8回行われていて、今度は9回目ということで、隔年で行われる事業ですけれども、どうでしょうか。

○中津委員 今年、実はまちづくり系で表彰いただいて、ありがとうございますと言いたいです。ずっと横浜市がまちづくり系と景観系と一緒に1つの賞として表彰しているというのがすごく重要なことだと思うのですが、16年間やってきたことをどういうふうに毎回役所として効果を評価しているかというのを知りたいなという気がします。また、お互い、まちづくりということと、景観というものをどういうふうに融合していくかということの議論は、そろそろすべきだなということ、実は具体的には佐々木葉さんなんかとよくそういう話をするのです。

こんな話をしているのかどうか、世界遺産みたいなものも今ものだけでは表彰対象にならなくなってきています。それをどういうふうに横浜市として考えるか。資料8の目的のところ、「まちなみを構成する建築物等」や「地域まちづくりの取組」を顕彰しと、パラレルにそれぞれ別で1つの賞をあげているというふうになっているのですけれども、それがもうちょっと相乗効果をもたらすようなことを市民の方にイメージしてもらいたい時代かなという感じがしています。この辺の文言を、あと何かもう一節入れて、それぞれが地域プライド活性化につながるとか、コンセプトのところから見直すような、見直すというかもうちょっと深めるような、今までやってきた実績はすばらしいので、そうしたほうがいいかなと思っていたところ、資料10の景観教育の話がありましたので、これ、すばらしいことですよ。私も金沢区内ではこういうことをよくやるのですけれども、こういうのをもうちょっと進めるような、教育セクターとか、こども青少年局とか、そういう社会福祉系のところも含めて、それがどういうふうに地域を深めていくかというのに、どんどん広げていくようなコーディネートを都市整備局のほうでやっていただけたらいいのかなというふうに、大まかな感想としてそう思いました。ソフトとかハードとか分けて考えない時代ですから、それを全部含めてシステムとしてどういうふうに地域の愛着をもたらすかですとか、そこに長く子供たちが住み続けようと思うかとか、高齢者が元気にいろいろな人たちと交流するかとか、そういうふうなものにつながっていけば、他の部局との、リーダーシップみたいな形で都市整備局がすごくよくなっていくかなという気がします。

○事務局 ありがとうございます。

○鶴田書記 いまのご意見についてコメントさせていただきます。例えば資料1別添に記者発表資料をつけていますが、3ページ目の一番上の「『夢の舞う岡』と命名されたまちの玄関」というのが景観部門で表彰を受けていますが、実際にはこれは地域の活動がもとになっています。こういった、ひょっとしたら地域まちづくり部門に入ってもいいのかもしれないものを景観のほうで表彰しているということは、まさに中津先生の言われていることに繋がっているかと思いました。

○中津委員 よく知っています。それがもうちょっとコンセプトのところ、条項に文言として活字化されていくというのがすごく重要なことだと思うのです。結果的に今、景観で表彰すべきか、まちづくりで表彰すべきか迷ってしまうようなものが出てきていることがすばらしいことなのです。それをもうちょっと市民がイメージして、自分たちの活動に広げていくということがすごく重要ですし、そういう活動を好きな人たちだけではなくて、ほかの子供たちとか、普通のサラリーマンで日々地域

にいない人たちも気にするようになるというような、広報の仕方も含めて、その辺をやるとすごくこの賞がもっともっと、さっきのアンケートなどの内容も変わってくるのではないかなと思います。

○関部会長 そうですね。今回から初めて表彰広報部会のほうに加わっていただいた委員の方、いかがでしょうか。

○塩田委員 今、中津先生がされたお話と重なる部分もあると思うのですが、まず8回まで回を重ねてきていて、今までの形を踏襲して行って、また9回、10回と進めていくのか、例えばまた新たな賞をつくるというようなことを考えて、より広がりを持たせていく可能性というのがあるのかどうかという部分が、説明を受けていて非常に気になった部分です。広報の仕方とも絡んでくると思うのですが、賞の目的そのものが、今既に活動をしていたり、景観に興味を持っていたりする人限定ではなくて、より広がりを、底上げという変な言葉かもしれないですが、余り身近な景観に目を向けたことのない人にまで向けてもらうようなきっかけという形になっていく方向を目指しているのか、このまま進めていくという形で、そのスタンスがちょっとわからないなと思って資料を拝見していた部分があります。

○事務局 そうですね。事務局としてはなるべくそういう底上げの部分もやっていきたいとは思っているのですが、なかなかその部分のアイデアがまだ出せていないところです。

○鍋田書記 お手元の2ページ目に区別の応募案件が出ております。例えば青葉区についても6件出てきています。

○事務局 各区1件は少なくとも出ているのですが、やはり数としては少ない区と、中区など30件くらいと多い区と、まちまちです。

○塩田委員 各区出ているのであれば、例えば区役所に区内の候補を、パネルなどで出して、投票箱を置いておいて、投票することによって区民賞みたいなものというのはできると思うのです。人気投票ではないですが、だから、そういう細やかな部分というのがあると、関心がなかった人まで関心を持つという部分に広がりが少しずつ出ていくのかなと思う部分もありました。

○事務局 そうですね。まだ区によっては1件しか応募がなかったところとかがあるので、なかなか。もうちょっと数を増やしていかないといけないかなと思います。

○塩田委員 そうですね。そんなふうに思いました。

○事務局 ありがとうございます。

○鈴木委員 お2人の先生方の意見と関連して、やはり区で巡回のパネル展をしていただいたことというのはすごくよかったと思うのです。例えば横浜18区のうち、青葉、瀬谷、旭、保土ケ谷、港南、磯子という6区が全然ないわけですが、今まで賞をとってなくて、私はこの資料の地図を見たときにびっくりしてしまったのですが、どこの区でも1つくらいあるのではないかなというふうに思っていたので、ちょっとびっくりしたのです。ですから、巡回パネル展というのはすごくよかったと思うのです。そういうパネル展をすることで、例えば区役所の地域振興課とか区政推進課の方の意識も高まりますし、もちろん区民へのPRにもなりますし、こういう賞があるのだとことがよくわかります。

それと、やはり細やかな広報ということになりますと、例えば18区それぞれの区民活動支援センター、18区の地区センター、コミュニティハウスとか、小さいところだけでも、そういうところでの広報も強化していったほうがいいのではないかなというふうに思うのです。私は今港北区に住んでいるので、例えば港北区ですと毎月こういうものが出されているのですが、こういうものに例えば5月のときに、5・6月が募集月だから、5月の広報に、それぞれの区の市民活動センターでつくっていますから、こういうところにも掲載してもらおうとか、あと、区の担当者の方の意識が高まると思います。例えば区ごとで、今横浜ですごくいろいろなイベントをやっています。これは港北区なのですが、例えば鶴見川の小机町というところでいろいろな半年間くらいにわたるイベントをやっているのですが、これはちょうどこちらの新横浜公園から見たトラス橋のところに当たるのです。こういうときにちょっとPRしてもらおうように持っていくとか、何かやはりこの賞自体を多くの人に知ってもらわないといけないので、そういう取り組みが必要だと思います。

あと、自薦が少ないというお話でしたけれども、自薦ですと建築系の方とか、専門の方ではなくて、お施主さんのほう、つくるほうというのはビジネス系の人ですよ。ビジネスのそういう世界も取り込んでいったほうが、こんな賞をもらってうちの会社のいいPRになるみたいな感じで、そういうので知ってもらったほうがいいので、例えば横浜商工会議所さんのほうでも何か広報していただくとか、そんなことも必要なかなと思いました。

あと、今まち歩きがすごく盛んです。いろいろなことをまち歩きでやっていますので、こういう受

賞したものの見学会を開いたらいいのではないかと前から何回かこちらで言ったことがあるのですが、それだとバス代がかかるとか、費用がかかるので、そうではなくて、実際にまち歩きをやっている、例えばシティガイド協会さんなどできれいなパンフレットをつくってやっているけれども、そういうところに入れてもらう、それは入れ方によっていろいろできるので、そういうことで実際に見てもらおうとか、そういう市民団体と一緒に協力してやっていくというのがすごくいいのではないかなと思うのです。これは神奈川歴史ガイドのチラシなのですが、例えば、東横線の歴史をたどって、これにはフラワー緑道が入っていますし、神大キャンパスをめぐるというのも神奈川大学も2つ受賞していますから、大きなツアーに入れ込んでもらう、そういう積極的な各団体への働きかけをしたほうがいいのではないかなと思います。

あとは町内会です。昨日も都田小コミュニティハウスのお祭りに行ってきたのですが、町内会長さんというのはその地域のキーパーソンでいろいろな方を知っていて、それなりに影響力があるのです。特に景観とか、日常的には意識していないのですが、こういう賞があって、この地域ですばらしい景観があったらぜひみんなに知ってもらいませんか、などと言ったら、絶対こういう賞に興味を持つと思うので、そういうような働きかけもやっていったらいいのではないかなと思っています。

やはり偉い先生がこれとこれがいいと選ぶ賞ではなくて、市民の賞なので、それで市民の景観とかまちづくり、アクティビティのほうと、意識のレベルアップを目指している賞なので、お2人の先生方がおっしゃったように、これからは本当にきめ細かくやっていくのが必要なのかなというふうに思います。

○関部会長 ありがとうございます。では大西委員、どうぞ。

○大西委員 皆さんのお話を伺っていて、全くそのとおりだと私も感じているのですが、私も事前にあの資料を送っていただいたときに、今後この会がどういうものを目指していくのかなと思いました。やはり地域密着的なことをやっていくのか、あるいはもっとprestigeが高いようなものを対象にそういう賞を出すのかというようなことがはっきりしなかったのですが、考えてみると横浜といってもかなり広いですから、今までの受賞も区によって非常にばらつきが多いというのは、やはり住宅地であるとか、前は畑や何かが多かった地域であるとか、それから中区であるとか西区だとかそういう業務中心のところというのでは、仮に応募するのでも、内容は全然違ったものになってくると思うのです。だからこそこちらでも、地域まちづくり部門とまちなみ景観部門というような、2つに分かれているのかなと勝手に想像していたのですが、まちなみ景観という、どうしてもそういう業務地域とか、そういうところになってくるのかなと。やはり横浜と一口に言っても、地域によって全然形態が違いますので、いろいろなものがあっていいのかなという感じはしておりますが、最終的には横浜市民にとって、あるいは横浜市にとって、いかに地元横浜の魅力度をアップするかという一助を担えるようなものにしていくことが必要なのではないのかなと思いました。

それで、私も非常にいいと思ったのは、最後の、学校教育の一環として、こういうことを広めるというのは非常にすばらしいことだと思うし、それから会議所なんかでも、残念ながら意外にこの賞の知名度がないのです。それで、これを受賞すると非常にネームバリューが上がるとかというものは、やはりそういう西区とか中区だとか、そういったところにおいては必要なのではないかなという気がするのだけれども、この広報絡みにしても、業界団体でも市内の建築家協会であるとか、横浜市内だけに限ってしまっているのかなと。もっと広範なところにもこういう賞の存在を知らせて、応募して、これを受賞するという事は非常にprestigeの高いことだと。受賞のプレートも第7回からできたのですが、そのプレートを張れることが非常に会社とか個人にとっても誇らしいとか、あるいは社会貢献できたとか。この賞を受けて得られる利点というのが何かというのは、皆さん誰も即物的なことを求めているのではないと思うのですが、やはり人間にとって社会的な貢献を自分がこれによって少しでもやっているのだとか、そういう満足感というのは非常に高いものがあるのではないのかなという感じがしています。

ちょっと取りとめのない話になってしまうのですが、私も一応会議所から推薦されて出ているものですから、そうするとどうしても業務的なエリアとまちについてこうしたらいいのではないかなという案が中心になってしまうのですが、やはりほかの方も言われたように、住宅地域だとか、そうでない工業的な地域だとか、それによって仕分けをして考えていかないと、同一レベルでまちなみ景観という一くくりだけだと、多少難しい部分があるのかなという感じがしています。

○関部会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 この賞は横浜市以外の人も応募できるのですか。

○鍋田書記 誰でもできます。

○鈴木委員 じゃあちょっと表記してもいいですね。

○大西委員 先ほど言われていたディベロッパーであるとか、そういう人たちだって、特に最近では業務施設だけではなくて住宅地においても大規模開発などというの、やはりディベロッパー中心のものが多く見受けられますので、そういう住宅や何かについてもすばらしいまちづくりをしてくれたとかいうものには、もう少し範囲を広げて周知をしたらどうかなという感じがするのです。

○中津委員 この応募作を見ていると、多分業者の応募というのが一目見てわかるものもあります。多分そういうところはマンションの広告に使っているのだと思うのです。

○鈴木委員 そうですね。業者の方の応募って、見ていて心を打たないというか。結局、短い文章でも他薦でこれがすごく好きですとか、いいですみたいなほうが、私は心にすっと入ってきて。

○大西委員 おっしゃるとおりで、売らんがための、そういうことに使うのは望ましいとは思わないけれども、例えばこのエリアをマンションであろうと戸建てであろうと開発するについて、これだけ大きな広場をつくり、公園をつくり、それが本当に地元の環境がよくなるとか、地元の人たちも参画して、そういう意味ではこういう業務地区なんかでも大きい建物が出てきて、最近ほとんど公開空地や何かを設置、容積率アップを求めるために公開空地と、そういう公開空地や何かも本当に地元のためになっているのかなと。ただ数字合わせで、ここは公開空地にしますよということで、有効利用されているというものに私は余り出会わないのですけれども。

○中津委員 そういう業者のつくるものが地元の「こと」につながるようなことができれば。

○大西委員 ええ、それでこのプロジェクトは非常に内容がいいからこういう賞を差し上げましょうとか。

○中津委員 そういうような、「こと」につながるようなものをつくれる業者は、やはりそれなりに表彰してあげてもいいかなという気がするのですけれども、その辺はやはりハードだけではなくて、一緒に見ていくというのは重要なと思います。

それと、広告というか宣伝するというので、各論的にそれだけ見るならば、ごみ政策は相当成功していたと思うのです。みんなごみに関して、親は全然興味がないし、連合町内会とかでいろいろ告知しても全然広がらなくて、全部家の中の子どもが、子供のいるご家庭ですけど、子供がどんどん親を教育するという状況になっていたわけです。それはすごく有効な広げ方だったと思うので、この最後の資料10に入っていたような、まちづくりワークショップをやってくださいとかというのによく駆り出されるのですが、何かもっと、教育委員会はそうですが、校長会とかでそういうのを説明すると、すごく広げやすいですね。校長会に直接話しに行くと、いろいろなことをやらせていただくことというのが結構あるのです。そういうところからこういう活動が広がっていけば、もっともっと違う広がり方があると思います。それと、一般市民の目線でいくと、結構いろいろな賞があるから、別の部局のやっている賞とここのすり合わせとか、それももうちょっとよく全体像を見ながら制度設計したほうがいいかなという気はしています。

ついでにもう一点言うと、この個票は初めて見たのですけれども、すばらしい資料ですね。これ、落ちたやつはどうするのだろうというのがすごく気になっていて、業者のやつもいっぱいありますけれども、市民の方もそれなりに書いて、自分の地元のことを思い入れ深く考えて応募するには、それなりのエネルギーがかかると思うのですけれども、これ、何かの形で表に出せないのかなという気がすごくしました。これ以上応募件数がふえたら、事務局としてもやっつけられないと思うのですけれども、そのあたりのバランスを考えたほうがいいかなと思いました。

○関部会長 さて、いろいろご意見をいただいて、どうでしょうか、何か事務局のほうからレスポンスをいただけますか。いろいろご質問的なものもあつたし、提案的なこともあつたと思うのですけれども、資料7の(2)のところ、ぜひ議論してくださいということがあつたのですけれども、それに関連して今回第9回目のこれから広報、選考をしていくわけですけれども、その辺の中で少し可能性のあるようなこととか、この賞の趣旨そのものとか目的みたいなところに抵触しているお話もあつたと思うのですけれども、何かお話しただければと。

○鍋田書記 8回やってきて、かつては単に大きな、きれいな建物とかが受賞されるという時代もあつたのですけれども、それからかなり活動系といいますか、活動する中でどういうものが生み出されていくとか、あるいは地域とどうか変わってつくっていったかというようなところが強調されるようになってきたのかなと考えていまして、かつてとは変わってきているというような実感があります。

それから広報に関してなのですけれども、いろいろご意見をいただきまして、今後検討したいとは思いますが、かつてまだまちなみ景観賞といわれていた時代に、慶応の日吉の並木が受賞したことがありまして、慶応がそのことをホームページで書いたままになっているのですけれども、ホームページを見るとかなり浅いところでそれが出てくるのです。それが結構、日吉のまちを語るときに引用されているというようなことがありまして、慶応さんにはお礼を言いたいのですけれども、そういう形で日吉のことを言おうとするとそれが出てくるみたいなどころがあって、それなりの効果があったのかなと思っています。今後、そういう引用されるような賞にしていけば、もうちょっと知名度は上がっていくかなと思っています。

○鈴木委員 プレートの設置、外部に設置できるようにして、今回は結構たくさん皆さん設置してくださって、それはすごくよかったと思うのです。首都高速道路なんか、すごく喜んで、たまたま土木学会の田中賞も受けているので、1つのもので2個賞を受けることというのはないのだそうです。初めてなのかな、首都高でも。だからというので、橋につけるわけにはいかないの、設置用のモニュメントをちゃんとつくって、すごく喜んでるのがよくわかったの、やはりそういうふう以外の人にもプレートを見てもらえるような、そういう形にしたのはすごくよかったと思うのです。

あと、人・まち・デザイン賞ではないですけれども、例えば前回で人・まち・デザイン賞を受けたmina GARDEN 十日市場、これは今年のグッドデザイン賞100に入っています。ほかにも幾つもそういう賞が受けられるようなものに育っていけばいいと思います。あとやはり中津委員がおっしゃったように、心のきれいな子供のうちから、すごくそれは大事だと思うのです。私は、20年くらい前、都市デザイン室の北沢さんたちに、心のきれいな時代から景観というものの大事さとか、そういうのを教えていけば、大人になって悪い業者にはならないでしょうと言ったことがあるのですけれども、中津委員などがそういうことを推進してくださって、都市デザイン室さんとしてもいろいろな取り組みを子供たち用にしてくださっているということが、これから育つ人たちのためのものやっているとするのはすごくうれしいですね。そういう子供たちが多分こういうものに応募してくれるのではないかと考えています。

○関部会長 この作品集は表彰式の前につくられたのでしょうか。

○事務局 前回の審議会のメンバーには全員にお配りしていて、今日初めての方もいらっしゃるかもしれません。

○関部会長 一番後ろに過去の7回分の受賞案件が掲載されていますね。

○事務局 そうですね。これが第8回のときに作成した作品集になりまして、一番裏面には第1回から第7回までの受賞作品を載せています。中身としては、第8回に受賞された地域まちづくり部門と、まちなみ景観部門の受賞作品を掲載させていただいているような形になっています。まちなみ景観部門がグリーンの形で載せさせていただいているところで、第8回は郊外部で結構多く受賞されたというところが特徴的です。

○中津委員 受賞件数は毎回どうやって決めているのですか。

○事務局 件数は、過去のものを見ていただくと、大体6件から8件くらいまでというところで、おおむねそれくらいというところは事務局のほうからお示しをし、前回も大体6、7件くらいというような話で審議を進めていったのですけれども、最後絞り切れなくて8件でもいいのではないかと結論で、8件になりました。

○塩田委員 それは応募件数に対しての一定割合とか。

○事務局 一定割合とか、特に決まりはないのですけれども、最終的に前回よりも応募件数も増えているし、今回は8件の受賞でもいいのではないかとということで、最終的に8件になった経過があります。ただ、これまでの経過でいきますと、少ない年ですと5件の年もありますので、5件から7件くらいが大体これまでの状況です。今後応募件数が増えていくようであれば、より件数も増やすというのものもあるのかもしれませんが。

○中津委員 落選した人たちに、落選理由みたいなものがあるようなチャンネルってないですよ。まち普請とかだったら公開審査だから、落ちた人たちはその場で落ちた理由を体験するわけですが。

○鍋田書記 ほとんどが他薦なので、知らないままノミネートされているという状態なのです。だから、自分が推薦されたことも落ちたことも知らないのです。

○中津委員 でも少なくとも自分のまちにある何かを自分で発見して、自分で写真を撮って応募しているわけですよ。それが落ちた理由って、知りたいと思いませんか。特に一般市民であればあるほど。業者だったら応募したことすらも忘れちゃいますけど。それって、何かもうちょっと考えてあげたほ

うがいいような気がしますけれども、他薦が多いからこそ。

○鈴木委員 まちなみ景観部門って、写真は応募のときがないですよ。だから写真ないのですよ。

○中津委員 これ、全部写真が入っていますけど。

○鈴木委員 これは事務局が撮影したのです。

○中津委員 そうなのですね。

○鈴木委員 はがきに付近の案内図というのがあるのですけれども、応募する人って、やはりこの景観がいいというのがあるわけです。だから、写真をつけたい人はつけるみたいな形、必須でなくていいから。でも例えば土木なんかだとすごく大きいので、こちらから見るのとこちらから見るのと違うので、私はここが推したいみたいながあると思うのです。だから、そういうふうなのがあるように写真の添付というのを、電子メールでもつけられますから、それはつけたほうがいいのではないかと私は思っています。

○中津委員 今ときは高齢者でもインスタグラムをやり始めていますから、ぱっと撮ってハッシュタグで何か「まちなみ応募」とかっていうのでひゅっといっちゃうようなもののほうが。でもそんなのでばんばん来たら、あつという間に1000件ぐらいってしまいますよね。

○鈴木委員 そうですね。

○関部会長 確かにこの個票の写真で現地調査前に書類審査を我々はする。そこから実際に現地に行くか行かないかとか、たまたまお近くに住んでいれば日常的に見ているものが応募される場合もあるのですが、やはりこの個票の4枚の写真の意味は非常に大きいです。

○鈴木委員 重要です。はっきり言ったらこれしかないみたいな。

○関部会長 ビジュアルの資料を付して応募するようにできるか。それも課題かもしれませんね。

あと、今まで受賞された方に対してヒアリングするなりコメントをいただき、それを応募のリーフレットに載せるとか、そういうことを考えているとおっしゃっていましたが、その辺についてはどうですか。実際に進められるのかどうか。私はあったほうがいいなと思っています。

○事務局 そうですね。実は地域まちづくり部門でも同じような話がありまして、過去に受賞された方のコメントとかをリーフレットに載せたらという話もありました。まちなみ景観部門のほうも同様に思っています、実際に前回受賞された方とかにも内々に当たったりして、そういうお話をいただけるかどうかというところを検討しているところなのですけれども、やはりそのプレートもそうなのですけれども、受賞されたことによっていろいろ反響があったり励みになったというようなご意見もいただいているので、ぜひそういうのをリーフレットでもご紹介をさせていただければというふうには考えています。

○塩田委員 反響とか励みとかという部分に関してなのですけれども、募集するときに「日経コンストラクション」であったり「新建築」であったり、雑誌を使われる計画をされていますよね。その選定された後のものを、今年はこのものを選考しましたという選考理由や何かとともに記事にして載せてもらうというようなことは考えられないのでしょうか。結局、応募したものがメディアに出ているということは、結構一般市民としてはうれしいものだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○事務局 そうですね。どちらかというと、そちらの広報というのは余りこれまでやってきていなかったのです。

○塩田委員 結局、それがまた広く関心を広げていくということにもつながるのではないかとと思うのです。

○事務局 そうですね。ホームページとかは、市のほうでも実施はこれまでしてきたところなのですけれども、余り積極的にほかの建築雑誌とかに受賞作を載せてもらってはいないです。

○塩田委員 そういうことはされてらっしゃらない。

○事務局 してこなかったです。

○塩田委員 あと、ホームページと今おっしゃったのですけれども、例えば市役所さんではほかにも幾つも持たれていますよね。例えば健康福祉局さんでウォーキングポイントという事業をされていますけれども、あれがフェイスブックのアカウントを持っていて、市内の見どころポイントを案内してきたりということをしているのですけれども、そこに入れてもらって、決まりましたと。そうすると受賞作を見に行ってみようかという人は絶対出てくるはずなので、そういう広がりも広報の一つかなと思うのです。

○中津委員 見に行くことで健康になるような、そういうイベントができればいいですよ。

○塩田委員 そうですね。バラが咲いていますよと、山下公園は見ごろですよという記事が流れてき

たりしますので、そこに入れ込んでしまうというのは手ではないかと思うのですけれども。

○中津委員 「新建築」とか「日経アーキテクチュア」はちょっと敷居が高いので、「横浜ウォーカー」なんかのほうが、広がるのはいいかなという気はしますけど。鎌倉特集にしないで、それやったほうがいいかなと思います。

○関部会長 あと、自薦よりは圧倒的に他薦が多いのですけれども、他薦でこういうのがあっていいなと思って、推薦された方というのは匿名なのでしたか。

○事務局 匿名でも可という形です。

○関部会長 でも、自分が推薦したものが受賞したという、人様のものだけでも、推薦した側としては自らが評価されたみたいなものでもあるので、そこへのフィードバックというのか、それもあるかなと思います。いわゆる、このまちなみ景観の場合は作品というか、ものがあって空間があってという、ハードのものがありますけれども、実際に受賞される方はそれに関わったいろいろな人や組織なので、もう一つその推薦した人というのを、こういうふうオープンにやっている場合にはどこかで知らせたほうがいいと思います。もともと関心があるから間接的には結果をご存じなのかもしれないですが、もう少しフィードバックがあると、じゃあまた次の回にも応募してとか、あるかもしれない。あと、やはり最終的には私どもが選考するので、そのときにいろいろ今出たような活動のほうの関わりとか、まちづくりとの関係とか、郊外部のものも少し丁寧に見るみたいな、そういうことをちょっと念頭に置いておいてもいいかなと思います。応募が上がってこなければどうしようもないのですけれども、我々の視点というか、選考にあたってのポイントを考え直すなりして、そういうことも意識しながら選考に当たればというふうに思いました。

大体時間ですので、最後の景観教育のことについて触れたいと思います。これはたまたま落書きをどうしようかというようなきっかけから始まって、こういうワークショップが行われたというのですけれども、今後何かもう少し市のほうから、あるいは景観調整課のほうから積極的に取り組みたいというような話はありますか。

○事務局 そうですね。国の助成事業でそういった景観の学習をやると10万円補助して、総合学習とかで使っていていいですよという取り組みがあって、そういった学校は、うちも一緒にやったり、広報したりしていますので、この学校以外でもそういったものができたらいいなとは思っています。

○関部会長 そうですね。誰でも応募、推薦はできるわけだから、そういう小学生とか、ピュアな観点でいいと思うようなものを応募の機会として広げていくような、それも大事なかなと思いました。

○事務局 先ほど校長会という話があったのですけれども、10万円の助成事業のほうは校長会でPRはしていたりして、その場でこういったデザイン賞とかも一緒にやってもいいのかなと思いました。

○関部会長 そうですね。

○梶山書記 ちょっと余談なのですが、たまたま昨年川崎市の小学生100名くらいの方々が、横浜のまち歩きをしたいということで、何班かに分けて、関内あたりの近辺を回ったというのがあったのですけれども、その先生が多分ロコミで、これはすごいいいというようなことが伝わったらしく、今年同じ案件を3件くらい要望を受けてしまっているのです。ちょっと大変なので体制はどうしようかというのはあるのですけれども、やはりロコミみたいな、先ほど言った、1回いい経験をする、というのが伝わっていくというのは結構すごい影響力があるのかなというのはあったので、うまく伝わっていく仕組みみたいなところも含めて、今後やっていくとかなりいろいろな需要が掘り起こせるのかなという気はいたしました。

○鈴木委員 ケーブルテレビって1週間くらい同じものをやるので、そうすると、結構毎日1週間この内容でやりますみたいな感じで、割と見る人は見ているのでいいのではないかなと思います。例えば、鶴見にYOUテレビというのがあるので、鶴見地区でこういうのが受賞しているから、そこを歩いてみようみたいな番組をつくってもらってもいいです。なかなかテレビ神奈川さんとお金がかかってしまうと思うので、ケーブルテレビさんに協力していただくのもいいと思います。

○事務局 前はたまたま取り上げてもらって、特集的にやってくれたのですけれども、毎回そういうふうにやってくれるかというとなかなか難しいかもしれないので、ほかのメディアとかも当たればと思います。

小学校の取り組みも、これからなのですけれども、まちの景観をよくしていくための絵を考えて、それをまちに出していくような形になるので、そういったものがこういうまちなみ景観賞とかにノミネートされるようになっていくと、活動が景観をよくしていくものになって出てくるような形になるので、こういった「夢の舞う岡」と同じような、そういうものが広がると良いです。応募で

	<p>も、地域まちづくりの活動をしている方が、自分の活動に絡んだようなことを応募してくれたりというが増えてきているので、そういうつながりの部分が少し増やしていければと考えています。</p> <p>○関部会長 確かに地域まちづくりのほうは応募するのに相当書類とかが大変だとか、はがき1枚というのと違うので、こちらは非常にフットワークが軽く応募できるので、そういう活動をされている方々がこちらにも関心持っていただくというのは広がるかなと思います。</p> <p>○事務局 活動していく中で、まちが変わっていったときに、こちらのまちなみ景観でも応募できるのではないかとと思われる方が増えてきているのかなと思っています。</p> <p>○関部会長 そうですね。どうでしょうか。ほかに何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>ちょっと1つ細かいところで質問。先ほど資料1別添の受賞プレートの設置写真で、これは2つとも、大熊川トラス橋なのですが。</p> <p>○事務局 はい。「新横浜公園から見た大熊川トラス橋」ということで、公園側の受賞と橋側の受賞ということで、プレートを2つ作成しまして、それぞれにお渡ししたところ、それぞれでこういう形で一番見やすいポイントとかを配慮して設けていただいたということで、新横浜公園のほうは本当に橋がすごく見やすいところのポイントにわざわざこういう形で設置をしていただきまして、橋のほうは橋のほうで、田中賞の賞とあわせて設置していただいたということで、すごく配慮をしていただきました。</p> <p>○関部会長 どうでしょうか。ご意見とかなければ、一度事務局のほうにお返しします。</p> <p>○事務局 本日はいろいろ本当に参考になるヒントをいただきましたので、いただいた意見を事務局のほうで持ち帰りまして、今後の募集・広報に向けて取り組んでいきたいと思っています。1月にまた合同部会がありますので、そこで取り組みについてはご紹介をさせていただければと思っています。ありがとうございます。</p> <p>○関部会長 では、大体時間になりましたので、本日予定されました議事は終了したということで、最後に事務局のほうから確認をお願いいたします。</p> <p>○鍋田書記 どうもありがとうございました。一つ一つちょっとまとめられませんが、一番大きなところでは今後どういう姿を求めていくのかという重い宿題をいただいたと思っています。またPRの仕方につきましては、いただいた意見を参考にできるだけのことをやっていきたいと思っています。次回ですが、合同部会ということで1月12日の10時から12時、場所は関内中央ビル5階特別会議室となっています。ご都合が合わなかった委員には大変申しわけなくと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事録については、部会長の確認を得た上で公開させていただきたいと思います。</p> <p>閉 会</p> <p>○関部会長 それでは、長時間かついろいろ貴重なご意見、有益なご意見をご提案いただきましてありがとうございました。では、以上で議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。また、今後もよろしくお願いいたします。</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿 ・座席表 ・資料1：横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の概要について ・資料2：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案） ・資料3：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案） ・資料4：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案） ・資料5：第7回横浜・人・まち・デザイン賞アンケート結果 ・資料6：まちなみ景観部門 表彰対象地区一覧 ・資料7：「横浜サイン」を推進するための表彰制度について ・資料8：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱 ・資料9：横浜まちづくり顕彰事業実施細目
<p>特記事項</p>	<p>本日の議事録については、部会長が確認する。</p>